

○法務省令第七号

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

法務大臣 山下 貴司

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(出入国港)</p> <p>第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第八号に規定する出入国港は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号に規定する港又は飛行場以外の港又は飛行場であつて、<u>地方出入国在留管理局长</u>が、特定の船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗員及び乗客の出入国のため、臨時に、期間を定めて指定するもの</p> <p>(上陸の拒否の特例)</p> <p>第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。</p> <p>「イ」又「略」</p> <p>ル イからヌまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二第二項の規定により法第五条の二に規定する権限の委任を受けた出入国在留管理厅长官及び法第六十九条の二第二項の規定により、<u>出入国在留管理厅长官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局长</u>を含む。次号において同じ。）が認める場合</p> <p>二 外国人に法第七条の二第一項の規定により<u>在留資格認定証明書</u>を交</p>	<p>(出入国港)</p> <p>第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第八号に規定する出入国港は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号に規定する港又は飛行場以外の港又は飛行場であつて、<u>地方入国管理局长</u>が、特定の船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗員及び乗客の出入国のため、臨時に、期間を定めて指定するもの</p> <p>(上陸の拒否の特例)</p> <p>第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。</p> <p>「イ」又「同上」</p> <p>ル イからヌまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二の規定により、<u>法第五条の二に規定する権限の委任を受けた地方入国管理局长</u>を含む。次号において同じ。）が認める場合</p> <p>二 外国人に法第七条の二第一項の規定により<u>証明書</u>を交付した場合又</p>

付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣が認めるとき。

2 「略」

（上陸の申請）

第五条 「1～5 略」

6 法第六条第三項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るための個人の識別のために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署に設置するものとする。

「7～11 略」

第六条 本邦に上陸しようとする外国人で在留資格認定証明書を提出しないものは、法第七条第二項の規定により同条第一項第二号に定める上陸のための条件に適合していることを自ら立証しようとする場合には、当該外国人が本邦において行おうとする活動が該当する別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、入国審査官がその一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣が認めるとき。

2 「同上」

（上陸の申請）

第五条 「1～5 同上」

6 法第六条第三項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るための個人の識別のために用いられる電子計算機であつて、法務大臣が指定する入国管理官署に設置するものとする。

「7～11 同上」

第六条 本邦に上陸しようとする外国人で法第七条の二第一項に規定する証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を提出しないものは、法第七条第二項の規定により同条第一項第二号に定める上陸のための条件に適合していることを自ら立証しようとする場合には、当該外国人が本邦において行おうとする活動が該当する別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、入国審査官がその一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

(在留資格認定証明書)

第六条の二 法第七条の二第一項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第六号の三様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真(申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとす。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項(第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。)一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 [略]

4 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、本邦にある外国人又は法第七条の二第二項に規定する代理人(以下「外国人等」という。)は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者(第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者)が、当該外国人等に代わつて第一項に定める申請書並びに第二項に定める写真及

(在留資格認定証明書)

第六条の二 法第七条の二第一項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第六号の三様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真(申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとす。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項(第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。)一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 [同上]

4 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、本邦にある外国人又は法第七条の二第二項に規定する代理人(以下「外国人等」という。)は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者(第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者)が、当該外国人等に代わつて第一項に定める申請書並びに第二項に定める写真及び資料の提出

び資料の提出を行うものとする。

一 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）若しくは法第二条の五第五項の契約により特定技能所属機関から適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員（以下「登録支援機関の職員」という。）で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

三 「略」

5 第一項の申請があつた場合には、地方出入国在留管理局長は、当該申請を行った者が、当該外国人が法第七条第一項第二号に掲げる上陸のための条件に適合していることを立証した場合に限り、在留資格認定証明書を交付するものとする。ただし、当該外国人が法第七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは交付しないことができる。

6 在留資格認定証明書の様式は、別記第六号の四様式による。ただし、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、別記第六号の五様式及び別記第六号の六様式によることができる。

（上陸許可の証印）

第七条 「略」

2 入国審査官は、法第九条第三項の規定により在留資格の決定をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職

を行うものとする。

一 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

三 「同上」

5 第一項の申請があつた場合には、地方入国管理局長は、当該申請を行った者が、当該外国人が法第七条第一項第二号に掲げる上陸のための条件に適合していることを立証した場合に限り、在留資格認定証明書を交付するものとする。ただし、当該外国人が法第七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは交付しないことができる。

6 在留資格認定証明書の様式は、別記第六号の四様式による。ただし、地方入国管理局長において相当と認める場合には、別記第六号の五様式及び別記第六号の六様式によることができる。

（上陸許可の証印）

第七条 「同上」

2 入国審査官は、法第九条第三項の規定により在留資格の決定をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職

の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

3 [略]

4 法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署に設置するものとする。

5 [略]

(記録を希望する外国人のための登録)

第七条の二 その上陸しようとする出入国港において法第九条第四項の規定による記録を受けることを希望する外国人が、同条第八項の規定による登録(以下「希望者登録」という。)を受けようとする場合には、同項第一号イ又はロに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の五様式、同項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の六様式(出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める者にあつては、当該告示で定める様式)による申請書一通を提出して希望者登録の申請をするとともに、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署に出頭し、次に掲げる書類を提示しなければならない。

の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

3 [同上]

4 法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、法務大臣が指定する入国管理官署に設置するものとする。

5 [同上]

(記録を希望する外国人のための登録)

第七条の二 その上陸しようとする出入国港において法第九条第四項の規定による記録を受けることを希望する外国人が、同条第八項の規定による登録(以下「希望者登録」という。)を受けようとする場合には、同項第一号イ又はロに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の五様式、同項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の六様式(法務大臣が告示をもつて定める者にあつては、当該告示で定める様式)による申請書一通を提出して希望者登録の申請をするとともに、法務大臣が指定する入国管理官署に出頭し、次に掲げる書類を提示しなければならない。

「一〇三 略」

2 「略」

3 法第九条第八項第一号ハ(4)に規定する法務省令で定める要件は、次の各号(第一項に規定する告示をもつて定める者にあつては、第一号及び第二号を除く。)のいずれにも該当することとする。

- 一 法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行つた通告によつて、出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める国、地域(法第二条第五号ロに規定する地域をいう。次号イにおいて同じ。)又は行政区画(国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。次号イにおいて同じ。)から発行された旅券を所持するものであること。

「二〇四 略」

4 法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者は、第一項の申請書に、写真一葉及び前項第二号に該当することを証する資料(第一項に規定する出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める者にあつては、写真一葉)その他参考となるべき資料を添付しなければならない。

5 第一項に規定する出入国在留管理官署の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長(以下「所管局長」という。)は、第一項の外国人が本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものであつて、法第九条第八項各号(特別永住者にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当すると認定した場合に限り、希望者登録をすることができる。

「一〇三 同上」

2 「同上」

3 法第九条第八項第一号ハ(4)に規定する法務省令で定める要件は、次の各号(第一項に規定する告示をもつて定める者にあつては、第一号及び第二号を除く。)のいずれにも該当することとする。

- 一 法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行つた通告によつて、法務大臣が告示をもつて定める国、地域(法第二条第五号ロに規定する地域をいう。次号イにおいて同じ。)又は行政区画(国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。次号イにおいて同じ。)から発行された旅券を所持するものであること。

「二〇四 同上」

4 法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者は、第一項の申請書に、写真一葉及び前項第二号に該当することを証する資料(第一項に規定する法務大臣が告示をもつて定める者にあつては、写真一葉)その他参考となるべき資料を添付しなければならない。

5 第一項に規定する入国管理官署の所在地を管轄する地方入国管理局の長(以下「所管局長」という。)は、第一項の外国人が本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものであつて、法第九条第八項各号(特別永住者にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当すると認定した場合に限り、希望者登録をすることができる。

〔6〕8 略〕

(特定登録者カードの記載事項等)

第七条の三 〔1〕6 略〕

7 特定登録者カードの裏面に前項の規定による表示をする十分な余白がなくなつた場合には、当該特定登録者カードを所持する外国人は、前条第一項に規定する出入国在留管理官署において、その書換えを受けることができる。

8 〔略〕

(特定登録者カードの再交付)

第七条の四 法第九条の二第七項の規定による申請は、第七条の二第一項に規定する出入国在留管理官署に出頭して、別記第七号の八様式による申請書一通及び写真一葉並びに特定登録者カードの所持を失つたことを証する資料一通又は著しく毀損し若しくは汚損し若しくは法第九条の二第五項の規定による記録が毀損した特定登録者カードを提出して行わなければならない。

2 〔略〕

(資格外活動の許可)

第十九条 法第十九条第二項の許可(以下「資格外活動許可」という。)を申請しようとする外国人は、別記第二十八号様式による申請書一通並びに当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 〔略〕

〔6〕8 同上〕

(特定登録者カードの記載事項等)

第七条の三 〔1〕6 同上〕

7 特定登録者カードの裏面に前項の規定による表示をする十分な余白がなくなつた場合には、当該特定登録者カードを所持する外国人は、前条第一項に規定する入国管理官署において、その書換えを受けることができる。

8 〔同上〕

(特定登録者カードの再交付)

第七条の四 法第九条の二第七項の規定による申請は、第七条の二第一項に規定する入国管理官署に出頭して、別記第七号の八様式による申請書一通及び写真一葉並びに特定登録者カードの所持を失つたことを証する資料一通又は著しく毀損し若しくは汚損し若しくは法第九条の二第五項の規定による記録が毀損した特定登録者カードを提出して行わなければならない。

2 〔同上〕

(資格外活動の許可)

第十九条 法第十九条第二項の許可(以下「資格外活動許可」という。)を申請しようとする外国人は、別記第二十八号様式による申請書一通並びに当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類及びその他参考となるべき資料各一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関、研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体その他これらに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）
（公益法人の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの）

二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

三 「略」

4 「略」

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 「略」

二 前号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

6 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、

3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関、研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体その他これらに準ずるものとして法務大臣が告示をもつて定める機関の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

三 「同上」

4 「同上」

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 「同上」

二 前号に掲げるもののほか、地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

6 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、

その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印を抹消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

第十九条の二 「略」

2 前項の申請を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し申請に係る参考となるべき資料の提出を求めることができる。

〔3・4 略〕

(就労資格証明書)

第十九条の四 法第十九条の二第二項の規定による証明書（以下「就労資格証明書」という。）の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の五様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

〔2・4 略〕

(在留カードの記載事項等)

第十九条の六 「略」

2 法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印をまつ消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

第十九条の二 「同上」

2 前項の申請を受けた地方入国管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し申請に係る参考となるべき資料の提出を求めることができる。

〔3・4 同上〕

(就労資格証明書)

第十九条の四 法第十九条の二第二項の規定による証明書（以下「就労資格証明書」という。）の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の五様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

〔2・4 同上〕

(在留カードの記載事項等)

第十九条の六 「同上」

2 法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

「一〇三 略」

四 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二十二条第三項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により在留カードの交付を受ける者（新たに中長期在留者となつた者に限る。） 当該交付に係る申請において、第二十条第四項（第二十一条第四項、第二十一条の四第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第二十四条第四項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提示した旅券を發行した国の国籍又は機關の属する法第二条第五号ロに規定する地域（第二十条第四項の規定により在留資格証明書を提示した者にあつては、当該在留資格証明書に記載された国籍・地域）

「五〇八 略」

「三〇五 略」

6 法第十九條の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日の翌日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九條の九第一項、第十九條の十第一項、第十九條の十一第一項、第十九條の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二

「一〇三 同上」

四 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二十二条第三項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により在留カードの交付を受ける者（新たに中長期在留者となつた者に限る。） 当該交付に係る申請において、第二十条第四項（第二十一条第四項、第二十一条の三第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第二十四条第四項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提示した旅券を發行した国の国籍又は機關の属する法第二条第五号ロに規定する地域（第二十条第四項の規定により在留資格証明書を提示した者にあつては、当該在留資格証明書に記載された国籍・地域）

「五〇八 同上」

「三〇五 同上」

6 法第十九條の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日の翌日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九條の九第一項、第十九條の十第一項、第十九條の十一第一項、第十九條の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の二第三項（第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二

十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

7 「略」

8 出入国在留管理庁長官は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

〔9・10 略〕

第十九条の七 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者（法第二十条第三項本文（法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項若しくは第二十二條第二項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による許可又は難民の認定を受けて第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当

十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

7 「同上」

8 法務大臣は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

〔9・10 同上〕

第十九条の七 法務大臣は、氏名に漢字を使用する中長期在留者（法第二十条第三項本文（法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項若しくは第二十二條第二項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による許可又は難民の認定を受けて第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該中長期在留

該中長期在留者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分
を表記したものに限る。以下この条において同じ。)を使用した氏名を
表記することができる。

〔2・3 略〕

4 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者につい
て、ローマ字により氏名を表記することにより当該中長期在留者が著し
い不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めると
きは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又
は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができる。

5 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法そ
の他の漢字を使用した氏名の表記に関し、必要な事項は、出入国在留管
理庁長官が告示をもつて定める。

6 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使
用した氏名は、法第十九条の十第一項の規定による届出による場合を除
き、変更(当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこと
とすることを含む。)することができない。ただし、出入国在留管理庁
長官が相当と認める場合は、この限りでない。

(在留カードの失効に関する情報の公表)

第十九条の十四 出入国在留管理庁長官は、効力を失った在留カードの番
号の情報をインターネットの利用その他の方法により提供することがで
きる。

(所属機関等に関する届出)

第十九条の十五 「略」

者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したも
のに限る。以下この条において同じ。)を使用した氏名を表記すること
ができる。

〔2・3 同上〕

4 法務大臣は、氏名に漢字を使用する中長期在留者について、ローマ字
により氏名を表記することにより当該中長期在留者が著しい不利益を被
るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、前条第
一項の規定にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又は当該漢字及
び仮名を使用した氏名を表記することができる。

5 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法そ
の他の漢字を使用した氏名の表記に関し、必要な事項は、法務大臣が告
示をもつて定める。

6 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使
用した氏名は、法第十九条の十第一項の規定による届出による場合を除
き、変更(当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこと
とすることを含む。)することができない。ただし、法務大臣が相当と
認める場合は、この限りでない。

(在留カードの失効に関する情報の公表)

第十九条の十四 法務大臣は、効力を失った在留カードの番号の情報をイ
ンターネットの利用その他の方法により提供することができる。

(所属機関等に関する届出)

第十九条の十五 「同上」

2 法第十九条の十六の届出をしようとする中長期在留者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

3 前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出するときは、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署にもすることができる。

（所属機関による届出）

第十九条の十六 「略」

2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至った日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出するものとする。

3 「略」

（特定技能所属機関による届出）

第十九条の十七 法第十九条の十八第一項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第三の五の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第十九条の十八第一項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から十四日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国

2 法第十九条の十六の届出をしようとする中長期在留者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を地方出入国管理局に提出しなければならない。

3 前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出するときは、法務大臣が指定する入国管理官署にもすることができる。

（所属機関による届出）

第十九条の十六 「同上」

2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至った日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方入国管理局に提出するものとする。

3 「同上」

「条を加える。」

在留管理局に提出しなければならない。

3 法第十九条の十八第一項第一号に規定する軽微な変更は、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であつて、特定技能雇用契約に実質的な影響を与えない変更とする。

4 法第十九条の十八第一項第二号に規定する軽微な変更は、支援の内容又は実施方法以外の変更であつて、一号特定技能外国人支援計画に実質的な影響を与えない変更とする。

5 法第十九条の十八第一項第三号に規定する軽微な変更は、契約の内容の変更であつて、法第二条の五第五項の契約に実質的な影響を与えない変更とする。

6 法第十九条の十八第一項第四号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定技能外国人を受け入れることが困難となつた場合
- 二 特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為があつたことを知つた場合

7 第十九条の十五第三項の規定は、第二項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

第十九条の十八 法第十九条の十八第二項第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数
- 二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号

三 届出に係る特定技能外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の

「条を加える。」

下欄に掲げる活動を行った日数、活動の場所及び従事した業務の内容
四 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正
な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律
第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定す
る派遣労働者及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第
六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）として業務に従事した場
合にあつては、派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先
及び船員職業安定法第六条第十五項に規定する派遣先をいう。）であ
る本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所

2

次に掲げる事項とする。

一 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たつ
て比較対象者とした従業員（比較対象者とした従業員がいない場合に
あつては、当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員）に対
する報酬の支払状況（当該特定技能外国人のそれぞれの報酬の総額及
び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は
貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。）

二 所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の
新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人
の別

三 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働
者災害補償保険の適用の手續に係る状況

- 4 特定技能外国人の安全衛生に関する状況
- 5 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳
- 3 法第十九条の十八第二項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、届出が法第十九条の十八第二項第二号に係るものであるときは、適合一号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出しなければならない。
- 5 法第十九条の十八第二項の届出は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に行わなければならない。
- 6 第十九条の十五第三項の規定は、第三項に規定する書面の提出をする場合について準用する。
(登録の申請)
第十九条の十九 法第十九条の二十四第一項の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。
- 2 法第十九条の二十四第一項第三号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 支援業務を開始する予定年月日
 - 二 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要
- 3 法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用

「条を加える。」

する場合を含む。)の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員住民票の写し(営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員住民票の写し)、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し)

二 申請者の概要書

三 法第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者(以下「支援責任者」という。)の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五 適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者(以下「支援担当者」という。)の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六 その他必要な書類
(心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者)

第十九条の二十 法第十九条の二十六第一項第五号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

(支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者)

第十九条の二十一 法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 過去一年間に、登録支援機関になろうとする者において、その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている者
- 二 登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援担当者(支援責任者が兼ねることができる。)が選任されていない者
- 三 次のいずれにも該当しない者
 - イ 登録支援機関になろうとする者が、過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。)をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること
 - ロ 登録支援機関になろうとする者が、過去二年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること
 - ハ 登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去五年間に一年以上法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、登録支援機関になろうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる

「条を加える。」

る者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること

四 情報提供及び相談対応に関し次のいずれかに該当する者

イ 適合一号特定技能外国人支援計画に基づき情報提供すべき事項について、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に情報提供する体制を有していない者

ロ 特定技能外国人からの相談に係る対応について、担当の職員を確保し、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に対応する体制を有していない者

ハ 支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していない者

五 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、当該支援業務を行う事務所に、当該支援業務に係る支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約の終了の日から一年以上備えて置くこととしていない者

六 支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（支援担当者にあつてはイに限る。）に該当する者

イ 法第十九条の二十六第一項第一号から第十一号までのいずれかに該当する者

ロ 特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

ハ 過去五年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者とならうとする者

七 一号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させることとしている者

八 法第二条の第五項の契約を締結するに当たり、特定技能所属機関に対し、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すこととしていない者

(変更の届出)

第十九条の二十二 法第十九条の二十七第一項の届出は、当該変更の日から十四日以内に、別記第二十九号の十六様式による届出書を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

(支援業務の休廃止の届出)

第十九条の二十三 法第十九条の二十九第一項の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 前項の届出をして支援業務を休止した者は、休止した支援業務を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

(支援業務の実施状況等の届出)

第十九条の二十四 法第十九条の三十第二項の届出は、四半期ごとに、同項に規定する事項を記載した書面を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

2 法第十九条の三十第二項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号

二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所

三 特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）

四 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生、特定技能外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

（調書の作成）

第十九条の二十五 入国審査官又は入国警備官は、法第十九条の三十七第二項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成することができる。

2 「略」

（在留資格の変更）

第二十条 「略」

2 前項の申請に当たつては、写真一葉、申請に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理

（調書の作成）

第十九条の十七 入国審査官又は入国警備官は、法第十九条の十九第二項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成することができる。

2 「同上」

（在留資格の変更）

第二十条 「同上」

2 前項の申請に当たつては、写真一葉、申請に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が

局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

〔一〇五 略〕

〔4〇6 略〕

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の様式による指定書を交付するものとする。

〔8・9 略〕

（特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則）

第二十条の二 法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間が通算して五年に達しているときは、法第二十条第三項の相当の理由がないものとする。

（在留期間の更新）

提出を要するとした場合は、この限りでない。

〔一〇五 同上〕

〔4〇6 同上〕

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の様式による指定書を交付するものとする。

〔8・9 同上〕

〔条を加える。〕

（在留期間の更新）

第二十一条 「略」

2 前項の申請に当たつては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要とした場合は、この限りでない。

〔一〇三 略〕

4 第二十条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第九項中「第五項」とあるのは「第二十一条第四項において準用する第二十条第五項」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

（特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則）

第二十一条の二 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間が通算して五年に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三 第二十条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留期間の更新の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三

第二十一条 「同上」

2 前項の申請に当たつては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の五の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要とした場合は、この限りでない。

〔一〇三 同上〕

4 前条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、前条第九項中「第五項」とあるのは「第二十一条第四項において準用する第二十条第五項」と読み替えるものとする。

〔5・6 同上〕

〔条を加える。〕

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の二 第二十条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留期間の更新の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三

十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十条第一項の申請があつた日に第二十一条第一項の申請があつたものとみなす。

3 第一項の申出を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

4 第十九条第三項、第二十条第四項及び前条の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは、「第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十一条の三第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続を行うことができる。

6 「略」

第二十一条の四 第二十一条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在

十号の三様式による申出書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十条第一項の申請があつた日に前条第一項の申請があつたものとみなす。

3 第一項の申出を受けた地方入国管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の五の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

4 第十九条第三項及び第二十条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の二第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「第二十一条の二第三項に定める資料の提出及び第二十一条の二第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続を行うことができる。

6 「同上」

第二十一条の三 第二十一条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在

留資格の変更の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 「略」

3 第十九条第三項、第二十条第四項、第二十条の二並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十条第四項に定める手続及び第二十一条の三第三項に定める資料の提出」と、前条第三項中「別表第三の六」とあるのは「別表第三」と、前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

4 「略」

(永住許可)

第二十二条 「略」

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 「略」

(在留資格の取得)

留資格の変更の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 「同上」

3 第十九条第三項、第二十条第四項並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の三第三項において準用する第二十条第四項に定める手続及び第二十一条の二第三項に定める資料の提出」と、前条第三項中「別表第三の五」とあるのは「別表第三」と、前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の三第三項において準用する第二十一条の二第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

4 「同上」

(永住許可)

第二十二条 「同上」

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 「同上」

(在留資格の取得)

第二十四条 「1・2 略」

3 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局长が提出を要とした場合は、この限りでない。

「一〇五 略」

「4〇7 略」

(永住者の在留資格の取得)

第二十五条 「略」

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局长が提出を要とした場合は、この限りでない。

3 「略」

(意見聴取担当入国審査官の指定)

第二十五条の二 法第二十二條の四第二項の規定により意見の聴取をさせる入国審査官（以下「意見聴取担当入国審査官」という。）は、意見の聴取について必要な知識経験を有すると認められる入国審査官のうちから、法務大臣（法第六十九條の二第一項の規定により法第二十二條の四に規定する在留資格の取消しに関する権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官及び法第六十九條の二第二項の規定により、出入国在留管理庁長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局长を含む。以下この条から第二十五條の十四までにおいて同じ。）が指定する。

(代理人の選解任の手續)

第二十四条 「1・2 同上」

3 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局长が提出を要するとした場合は、この限りでない。

「一〇五 同上」

「4〇7 同上」

(永住者の在留資格の取得)

第二十五条 「同上」

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局长が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 「同上」

(意見聴取担当入国審査官の指定)

第二十五条の二 法第二十二條の四第二項の規定により意見の聴取をさせる入国審査官（以下「意見聴取担当入国審査官」という。）は、意見の聴取について必要な知識経験を有すると認められる入国審査官のうちから、法務大臣（法第六十九條の二の規定により法第二十二條の四に規定する在留資格の取消しに関する権限の委任を受けた地方入国管理局长を含む。以下この条から第二十五條の十四までにおいて同じ。）が指定する。

(代理人の選解任の手續)

第二十五条の四 法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）は、意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、別記第三十七号の四様式による代理人資格証明書一通を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

2 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した被聴取者は、速やかに、別記第三十七号の五様式による代理人資格喪失届出書一通を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

（利害関係人）

第二十五条の五 「略」

2 前項の規定による許可の申出は、利害関係人又はその代理人において別記第三十七号の六様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

〔3・4 略〕

（意見の聴取の期日又は場所の変更）

第二十五条の六 「略」

2 前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

〔3・4 略〕

（意見の聴取への出頭）

第二十五条の八 「1・2 略」

3 前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出することによつて行うものとする。

第二十五条の四 法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）は、意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、別記第三十七号の四様式による代理人資格証明書一通を地方入国管理局に提出しなければならない。

2 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した被聴取者は、速やかに、別記第三十七号の五様式による代理人資格喪失届出書一通を地方入国管理局に提出しなければならない。

（利害関係人）

第二十五条の五 「同上」

2 前項の規定による許可の申出は、利害関係人又はその代理人において別記第三十七号の六様式による申出書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。

〔3・4 同上〕

（意見の聴取の期日又は場所の変更）

第二十五条の六 「同上」

2 前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。

〔3・4 同上〕

（意見の聴取への出頭）

第二十五条の八 「1・2 同上」

3 前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方入国管理局に提出することによつて行うものとする。

4 「略」

(文書等の閲覧)

第二十五条の十二 「1・2 略」

3 第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

「4・5 略」

(再入国の許可)

第二十九条 法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を申請しようとする外国人は、別記第四十号様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

「2・3 略」

4 第二十一条の三第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一条の三第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは、「第二十九条第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。

4 「同上」

(文書等の閲覧)

第二十五条の十二 「1・2 同上」

3 第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

「4・5 同上」

(再入国の許可)

第二十九条 法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を申請しようとする外国人は、別記第四十号様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

「2・3 同上」

4 第二十一条の二第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一条の二第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは、「第二十九条第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。

〔6〕8 略〕

9 法第二十六条第七項の規定により再入国の許可を取り消したときは、その旨を別記第四十四号様式による再入国許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する旅券に記載された再入国の許可の証印を抹消し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させるものとする。

(再入国の許可を要する者)

第二十九条の四 法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次に掲げる者とし、法第二十六条の三第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者とする。

〔一〕四 略〕

五 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして出入国在留管理庁長官が認定する者

2 出入国在留管理庁長官は、前項第五号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第五号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

〔6〕8 同上〕

9 法第二十六条第七項の規定により再入国の許可を取り消したときは、その旨を別記第四十四号様式による再入国許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する旅券に記載された再入国の許可の証印をまつ消し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させるものとする。

(再入国の許可を要する者)

第二十九条の四 法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次に掲げる者とし、法第二十六条の三第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者とする。

〔一〕四 同上〕

五 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

2 法務大臣は、前項第五号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、法務大臣が第一項第五号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(在留特別許可)

第四十四条 「略」

- 2 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

3 「略」

(出頭確認)

- 2 本邦から出国する意思を有する外国人で、法第五十五条の三第一項の規定による出国命令を受けようとするものは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日を除く執務時間中に、出入国在留管理官署に出頭しなければならぬ。

- 2 当該外国人が出頭した出入国在留管理官署の職員は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二様式による出頭確認書を交付するものとする。

(出国期限の延長)

- 2 法第五十五条の五の規定による出国期限の延長を受けようとする外国人は、出国期限が満了する日までに、 出国命令書の交付を受

(在留特別許可)

第四十四条 「同上」

- 2 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

3 「同上」

(出頭確認)

- 2 本邦から出国する意思を有する外国人で、法第五十五条の三第一項の規定による出国命令を受けようとするものは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日を除く執務時間中に、入国管理官署に出頭しなければならぬ。

- 2 当該外国人が出頭した入国管理官署の職員は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二様式による出頭確認書を交付するものとする。

(出国期限の延長)

- 2 法第五十五条の五の規定による出国期限の延長を受けようとする外国人は、出国期限が満了する日までに、 出国命令書の交付を受

けた出入国在留管理官署に出頭して、別記第七十一号の四様式による申出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該出入国在留管理官署に出頭することができない場合には、他の出入国在留管理官署（主任審査官が置かれている出入国在留管理官署に限る。）に出頭し、当該申出書を提出することをもつてこれに代えることができる。

2 「略」

（記録を希望する日本人のための登録）

第五十四条の二 その出国し又は上陸しようとする出入国港において第五十三条第二項又は前条第二項の規定による記録を受けることを希望する者が、所管局長の登録（以下「日本人希望者登録」という。）を受けようとする場合には、第七条の二第一項に規定する出入国在留管理官署に出頭し、別記第七十三号の二様式による申請書一通を提出して日本人希望者登録の申請するとともに、旅券を提示しなければならない。

〔2〕4 略〕

（難民の認定）

第五十五条 法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式（難民の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式）による申請書及び難民に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉（法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉）を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。ただし、無筆、身体の故障その他申請書を作成することができない特別の

けた入国管理官署に出頭して、別記第七十一号の四様式による申出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該入国管理官署に出頭することができない場合には、他の入国管理官署（主任審査官が置かれている入国管理官署に限る。）に出頭し、当該申出書を提出することをもつてこれに代えることができる。

2 「同上」

（記録を希望する日本人のための登録）

第五十四条の二 その出国し又は上陸しようとする出入国港において第五十三条第二項又は前条第二項の規定による記録を受けることを希望する者が、所管局長の登録（以下「日本人希望者登録」という。）を受けようとする場合には、第七条の二第一項に規定する入国管理官署に出頭し、別記第七十三号の二様式による申請書一通を提出して日本人希望者登録の申請するとともに、旅券を提示しなければならない。

〔2〕4 同上〕

（難民の認定）

第五十五条 法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式（難民の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式）による申請書及び難民に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉（法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉）を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。ただし、無筆、身体の故障その他申請書を作成することができない特別の事情が

事情がある者にあつては、申請書の提出に代えて申請書に記載すべき事項を陳述することができる。

〔2～6 略〕

(在留資格に係る許可)

第五十六条 「1～4 略」

5 法第六十一条の二の二第五項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

(仮滞在の許可)

第五十六条の二 「1～5 略」

6 法第六十一条の二の四第四項の規定により仮滞在期間の更新を申請しようとする外国人は、仮滞在期間の満了する日までに、別記第七十六号の六様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

〔7・8 略〕

(審査請求)

第五十八条 法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求は、別記第七十八号様式又は別記第七十八号の二様式による審査請求書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

(難民旅行証明書)

第五十九条 法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を申請しようとする外国人は、別記第八十号様式による申請書一通及び写真二葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

ある者にあつては、申請書の提出に代えて申請書に記載すべき事項を陳述することができる。

〔2～6 同上〕

(在留資格に係る許可)

第五十六条 「1～4 同上」

5 法第六十一条の二の二第四項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

(仮滞在の許可)

第五十六条の二 「1～5 同上」

6 法第六十一条の二の四第四項の規定により仮滞在期間の更新を申請しようとする外国人は、仮滞在期間の満了する日までに、別記第七十六号の六様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

〔7・8 同上〕

(審査請求)

第五十八条 法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求は、別記第七十八号様式又は別記第七十八号の二様式による審査請求書を地方入国管理局に提出して行わなければならない。

(難民旅行証明書)

第五十九条 法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を申請しようとする外国人は、別記第八十号様式による申請書一通及び写真二葉を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

〔2〕6 略〕

(入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等)

第五十九条の三 入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)の名称、法第六十一条の七の二第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第六十一条の七の六第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所及び収容場(以下「入国者収容所等」という。)並びに出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

(委員会の組織及び運営)

第五十九条の四 〔1〕6 略〕

7 委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。

(委員会に対する情報の提供)

第五十九条の五 法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長(以下「入国者収容所長等」という。)が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

〔1〕6 略〕

2 法第六十一条の七の六第二項において準用する法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び

〔2〕6 同上〕

(入国者収容所等視察委員会の置かれる入国管理官署等)

第五十九条の三 入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)の名称、法第六十一条の七の二第一項に規定する入国管理官署並びに同条第二項及び第六十一条の七の六第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所及び収容場(以下「入国者収容所等」という。)並びに出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

(委員会の組織及び運営)

第五十九条の四 〔1〕6 同上〕

7 委員会の庶務は、その置かれる入国管理官署の総務課において処理する。

(委員会に対する情報の提供)

第五十九条の五 法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方入国管理局長(以下「入国者収容所長等」という。)が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

〔1〕6 同上〕

2 法第六十一条の七の六第二項において準用する法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者

使用者数の推移並びに当該施設の使用からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に関し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3 「略」

(出頭を要しない場合等)

第五十九条の六 「略」

2 法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合(同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限る、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。)であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ 受入れ機関等の職員、公益法人の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

ハ 「略」

二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾

数の推移並びに当該施設の使用からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に関し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3 「同上」

(出頭を要しない場合等)

第五十九条の六 「同上」

2 法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合(同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限る、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。)であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

イ 受入れ機関等の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が相当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ 「同上」

二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾

病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三 法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により交付される在留カードの受領については、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

3 法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をす

病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三 法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により交付される在留カードの受領については、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

3 法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をす

ることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

〔4・5 略〕

（手数料納付書）

第六十一条 法第十九条の二十三第三項の規定による手数料の納付は、別記第八十三号の二様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。

2 法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記

第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

（権限の委任）

第六十一条の二 法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない

ることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

〔4・5 同上〕

（手数料納付書）

第六十一条 法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

〔項を加える。〕

（権限の委任）

第六十一条の二 法第六十九条の二の規定により、次に掲げる法務大臣の権限は、地方入国管理局長に委任する。ただし、第一号、第一号の二の二、第二号から第三号の三まで、第五号の四、第八号、第十号から第十五号まで、第十七号及び第二十号に掲げる権限については、法務大臣が

。

一 「略」

二 「略」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

三 法第十一条第一項から第三項までに規定する権限

四 「略」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

五 法第二十条第二項から第四項までに規定する権限

「号を削る。」

六 法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する

法第二十条第四項に規定する権限

自ら行うことを妨げない。

一 「同上」

二 「同上」

一の二の二 法第九条第二項に規定する指定の権限

一の三 法第九条第八項に規定する権限

一の四 法第九条の二第一項、第三項、第五項及び第八項に規定する権

限

二 法第十一条第三項に規定する権限

三 「同上」

三の二 法第十四条の二第一項に規定する指定の権限

三の三 法第十七条第一項に規定する指定の権限

四 法第十九条第二項及び第三項に規定する権限

五 法第十九条の二第一項に規定する権限

五の二 法第十九条の十三第二項に規定する権限

五の三 法第十九条の十五第一項から第四項までに規定する在留カード

の返納を受ける権限

五の四 法第十九条の十九第一項に規定する権限

六 法第二十条第三項並びに第四項第二号及び第三号（法第二十一条第

四項及び第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する

場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する権限

六の二 法第二十条の二第二項に規定する権限

七 法第二十一条第三項に規定する権限

七 法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限

八 法第二十二條の二第二項、同條第三項において準用する法第二十二條第三項本文及び第四項並びに法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限

九 法第二十二條の三において準用する次に掲げる規定に規定する権限

イ 法第二十二條の二第二項

ロ 法第二十二條の二第三項において準用する法第二十二條第三項本文及び第四項

ハ 法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項まで

十 法第二十二條の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限

〔号を削る。〕

十一 法第四十九條第一項から第三項までに規定する権限

十二 〔略〕

〔号を削る。〕

十三 法第六十一條の二に規定する権限

十四 法第六十一條の二の二第一項から第三項まで及び第五項に規定する権限

十五 法第六十一條の二の三に規定する権限

十六 法第六十一條の二の四第一項から第三項まで及び第四項前段並びに同項後段において準用する同條第二項に規定する権限

十七 〔略〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八 法第二十二條の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限（永住者の在留資格に係るものを除く。）

九 法第二十六條第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

十 法第四十九條第三項に規定する権限

十一 〔同上〕

十二 法第五十九條の二第一項に規定する権限

十三 法第六十一條の二から第六十一條の二の三までに規定する権限

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十四 法第六十一條の二の四第一項から第四項までに規定する権限

十五 〔同上〕

「号を削る。」

十八 法第六十一条の二の八第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二條の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限

十九 法第六十一条の二の十一に規定する権限

「号を削る。」

「号を削る。」

二十 「略」

2|| 法第六十九條の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九條第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第九條第二項及び第八項に規定する権限

二 法第九條の二第一項、第三項、第五項、第七項及び第八項に規定する権限

三 法第十四條の二第一項に規定する指定の権限

四 法第十七條第一項に規定する指定の権限

五 法第十九條第二項及び第三項に規定する権限

十六 法第六十一条の二の七第三項の規定による難民認定証明書及び難民旅行証明書の返納を受ける権限

十七 法第六十一条の二の八第一項に規定する権限（永住者の在留資格に係るものを除く。）

「号を加える。」

十八 法第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限

十九 法第六十一条の二の十三の規定による難民認定証明書及び難民旅行証明書の返納を受ける権限

二十 「同上」

「項を加える。」

- 六 法第十九条の二第一項に規定する権限
- 七 法第十九条の六に規定する権限
- 八 法第十九条の十第二項に規定する権限
- 九 法第十九条の十三第二項に規定する権限
- 十 法第十九条の十五に規定する権限
- 十一 法第十九条の十九に規定する権限
- 十二 法第十九条の三十一に規定する権限
- 十三 法第十九条の三十四に規定する権限
- 十四 法第十九条の三十七第一項に規定する権限
- 十五 法第二十六条第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限
- 十六 法第五十条第三項に規定する権限
- 十七 法第五十九条の二第一項に規定する権限
- 十八 法第六十一条の二の七第三項に規定する権限
- 十九 法第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限
- 二十 法第六十一条の二の十三に規定する権限

(電子情報処理組織による申請等)

第六十一条の三 「略」

2 電子情報処理組織を使用して前項各号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

「一・二 略」

(電子情報処理組織による申請等)

第六十一条の三 「同上」

2 電子情報処理組織を使用して前項各号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ法務大臣に届け出なければならない。

「一・二 同上」

「3 略」

(雑則)

第六十二条 法又はこの省令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官、地方出入国在留管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

別表第二(第三条関係)

在留資格	在留期間
「略」	
技能	「略」
特定技能	<p>一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、一年、六月又は四月</p> <p>二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、一年又は六月</p>
「略」	

別表第三(第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係)

在留資格	活動	資料
「略」		

「3 同上」

(雑則)

第六十二条 法又はこの省令の規定により法務大臣、地方入国管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

別表第二(第三条関係)

在留資格	在留期間
「同上」	
技能	「同上」
「項を加える。」	
「同上」	

別表第三(第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の三、第二十四条関係)

在留資格	活動	資料
「同上」		

技能	「略」	特定技能	<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動</p> <p>一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 特定技能所属機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>ハ 特定技能所属機関による申請人に対する支援に係る文書</p> <p>ニ 日本語能力を証する資料</p> <p>ホ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p> <p>ヘ 特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要</p> <p>ト 健康状態が良好であることを証する資料</p> <p>二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 特定技能所属機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 活動の内容、期間、地位及び報酬を</p>
技能	「項を加える。」 「同上」		

[略]	
	<p>証する文書</p> <p>ハ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p> <p>ニ 特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要</p> <p>ホ 健康状態が良好であることを証する資料</p>

別表第三の五（第十九条の十七関係）

事由	事項
<p>特定技能雇用契約の変更</p> <p>特定技能雇用契約の終了</p> <p>新たな特定技能雇用契約の締結</p>	<p>一 特定技能雇用契約を変更した年月日</p> <p>二 変更後の特定技能雇用契約の内容</p> <p>一 特定技能雇用契約が終了した年月日</p> <p>二 特定技能雇用契約の終了の事由</p> <p>一 新たな特定技能雇用契約を締結した年月日</p> <p>二 新たな特定技能雇用契約の内容</p>

事由	事項
<p>一号特定技能外国人支援計画の変更</p>	<p>一 一号特定技能外国人支援計画を変更した年月日</p>

[同上]	
------	--

「別表を加える。」

	二 変更後の一号特定技能外国人支援計画の内容
事由	事項
法第二条の五第五項の契約の締結	一 法第二条の五第五項の契約を締結した年月日 二 締結した法第二条の五第五項の契約の内容
法第二条の五第五項の契約の変更	一 法第二条の五第五項の契約を変更した年月日 二 変更後の法第二条の五第五項の契約の内容
法第二条の五第五項の契約の終了	一 法第二条の五第五項の契約が終了した年月日 二 法第二条の五第五項の契約の終了の事由
特定技能外国人の受入れ困難	事由 一 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 二 特定技能外国人の現状 三 特定技能外国人としての活動の継続のための措置 一 出入国又は労働に関する法令に關し不正
出入国又は労働に	一 出入国又は労働に関する法令に關し不正

関する法令に関し 不正又は著しく不 当な行為の発生の 認知	又は著しく不当な行為の発生時期、認知時 期及び当該行為への対応 二 出入国又は労働に関する法令に関し不正 又は著しく不当な行為の内容
--	---

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
技能	〔略〕	
特定技能	法別表第 一の二の 表の特定 技能の項 の下欄に 掲げる活 動	一 活動の内容、期間及び地位を証する文 書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書 三 法別表第一の二の表の特定技能の項の 下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつ ては、申請人に対する支援の状況を証す る文書 四 社会保険の加入状況並びに国民健康保 険及び国民年金の保険料の納付状況を証 する文書
〔略〕		

別表第四（第六条の二関係）

本邦に上陸しようとする者（以下	代理人
-----------------	-----

別表第三の五（第二十一条、第二十一条の二関係）

在留資格	活動	資料
技能	〔同上〕	
特定技能	〔項を加える。〕	
〔同上〕		

別表第四（第六条の二関係）

本邦に上陸しようとする者（以下	代理人
-----------------	-----

	「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	
〔略〕	法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動（技能）	〔略〕
	法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動（特定技能）	本人と特定技能雇用契約を結んだ本邦の機関の職員
〔略〕		

別表第五（第五十二条の二関係）

番号	施設
一	成田国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
二	東京国際（羽田）空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
三	中部国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
四	関西国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
五	仙台空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
六	福岡空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの

	「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	
〔同上〕	法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動（技能）	〔同上〕
	「項を加える。」	
〔同上〕		

別表第五（第五十二条の二関係）

番号	施設
一	成田国際空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
二	東京国際（羽田）空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
三	中部国際空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
四	関西国際空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
五	仙台空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
六	福岡空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの

七	博多港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	が指定するもの
---	---------------------------------	---------

別表第六（第五十九条の三関係）

名称	東日本地区入国者収容所等視察委員会	出入国在留管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
名称	西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪出入国在留管理局	一 〔略〕 二 名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局、高松出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局の収容場 三 〔略〕

七	博多港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの	の
---	---------------------------	---

別表第六（第五十九条の三関係）

名称	東日本地区入国者収容所等視察委員会	入国管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
名称	西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪入国管理局	一 〔同上〕 二 札幌入国管理局、仙台入国管理局及び東京入国管理局の収容場 三 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

在留資格認定証明書交付申請書						
法務大臣 殿						写真
出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。						
1 国籍・地域	2 生年月日		年	月	日	
3 氏名						
4 性別 男・女	5 出生地				6 配偶者の有無 有・無	
7 職業	8 本国における居住地					
9 日本における連絡先						
電話番号		携帯電話番号				
10 旅券 (1)番号	(2)有効期限		年	月	日	
11 入国目的(次のいずれか該当するものを選んでください。)						
<input type="checkbox"/> I「教授」 <input type="checkbox"/> I「教育」 <input type="checkbox"/> J「芸術」 <input type="checkbox"/> J「文化活動」 <input type="checkbox"/> K「宗教」 <input type="checkbox"/> L「報道」						
<input type="checkbox"/> L「企業内転勤」 <input type="checkbox"/> L「研究(転勤)」 <input type="checkbox"/> M「経営・管理」 <input type="checkbox"/> N「研究」						
<input type="checkbox"/> N「技術・人文知識・国際業務」 <input type="checkbox"/> N「介護」 <input type="checkbox"/> N「技能」 <input type="checkbox"/> N「特定活動(研究活動等)」						
<input type="checkbox"/> V「特定技能(1号)」 <input type="checkbox"/> V「特定技能(2号)」 <input type="checkbox"/> O「興行」 <input type="checkbox"/> P「留学」 <input type="checkbox"/> Q「研修」						
<input type="checkbox"/> Y「技能実習(1号)」 <input type="checkbox"/> Y「技能実習(2号)」 <input type="checkbox"/> Y「技能実習(3号)」						
<input type="checkbox"/> R「家族滞在」 <input type="checkbox"/> R「特定活動(研究活動等家族)」 <input type="checkbox"/> R「特定活動(EPA家族)」						
<input type="checkbox"/> T「日本人の配偶者等」 <input type="checkbox"/> T「永住者の配偶者等」 <input type="checkbox"/> T「定住者」						
<input type="checkbox"/> 「高度専門職(1号イ)」 <input type="checkbox"/> 「高度専門職(1号ロ)」 <input type="checkbox"/> 「高度専門職(1号ハ)」 <input type="checkbox"/> U「その他」						
12 入国予定年月日	年	月	日	13 上陸予定港		
14 滞在予定期間			15 同伴者の有無	有・無		
16 査証申請予定地						
17 過去の出入国歴						
有・無						
(上記で「有」を選択した場合)						
回数		回	直近の出入国歴	年	月	日
18 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。)						
有(具体的内容))・無
19 退去強制又は出国命令による出国の有無						
有・無						
(上記で「有」を選択した場合)						
回数		回	直近の送還歴	年	月	日
20 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者						
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居予定	勤務先・通学先	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				はい・いいえ		
				はい・いいえ		
				はい・いいえ		
				はい・いいえ		

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

別記第六号の三様式申請人等作成用1(表)及び(裏)を次のように改める。

(裏)

備考

申請人等作成用2から4, 所属機関等作成用1から5は, 入国目的に従って, 次の様式を使用してください。

	入国目的	例	使用する申請書									
			申請人等作成用				所属機関等作成用					
			1	2	3	4	1	2	3	4	5	
1	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(※) 大学等における研究の指導又は教育等	大学教授	○	I	-	-	I	-	-	-	-	
	中学校, 高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師										
2	収入を伴う芸術上の活動	作曲家, 写真家	○	J	-	-	J	-	-	-	-	
	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	茶道, 柔道を修得しようとする者										
3	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教, 宣教師	○	K	-	-	K	-	-	-	-	
4	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者, 報道カメラマン	○	L	-	-	L	-	-	-	-	
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者										
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員										
5	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長, 取締役, 部長	○	M	-	-	M	-	-	-	-	
	事業の経営又は管理											
6	高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(1に該当する場合を除く。)(※)	政府関係機関, 企業の研究者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	
	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動											
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4に該当する場合を除く。)(※)	機械工学等の技術者, マーケティング業務従事者										
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考等を必要とする業務に従事すること											
7	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士	○	V	V	-	V	V	V	V	V	
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師, スポーツ指導者										
	特定の研究活動, 研究事業活動, 情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者										
8	特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	-	V	V	V	V	V	
	特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること											
9	飛行	歌手, モデル	○	O	O	O	-	-	-	-	-	
10	技能実習	技能実習生	○	Y	-	-	Y	-	-	-	-	
11	勉学	留学生	○	P	P	-	P	P	-	-	-	
12	研究	実務研修を行わない研修生, 公的研修を行う研修生	○	Q	-	-	Q	Q	Q	-	-	
	雇用・就職を目的とする者, 文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること											
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること											
13	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-	
	日本人, 永住者等との婚姻関係, 親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者										
14	上記以外の目的(1)	外交, 公用, 弁護士, 公認会計士, 医師, 家事使用人, ソーキング・ホリデー, アマチュアスポーツ選手, インターンシップ 日系四世	○	U	U	U	U	U	U	-	-	
	上記以外の目的(2)	医療活動, 起業活動	○	U	U	U	-	-	-	-	-	

(※)については, 申請人が本邦において行おうとする活動に応じて, J, K, O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

21 特定技能所属機関
(1)氏名又は名称 _____
(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____
22 技能水準
<input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明
<input type="checkbox"/> 試験による証明 合格した試験名 _____
<input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明 _____
<input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了
23 日本語能力(「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
<input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明
<input type="checkbox"/> 試験による証明 合格した試験名 _____
<input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明 _____
<input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了
24 良好に修了した技能実習2号(上記22, 23において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)
(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
<input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
<input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明
(複数ある場合には(2)に記入)
(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
<input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
<input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明
25 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
_____ 年 _____ 月

知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」の次に次のように加える。

別記第六号の三様式申請人等作成用 2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文

申請人等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

- 26 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無
- 27 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額及び内訳: _____)・無
- 28 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) _____ 有・無
- 29 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) _____ 有・無
- 30 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での入国を希望する場合に記入) _____ 有・無
- 31 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

32 職 歴

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

33 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

1 雇用する外国人の氏名 _____

2 特定技能雇用契約

(1)雇用契約期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(3)所定労働時間(週平均) _____ 時間

所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 _____ 有・無

(4)月額報酬 _____ 円 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 _____ 円

報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同様以上であることの有無 _____ 有・無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 _____ 有・無
有(内容: _____)

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 _____ 有・無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(9)外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

代表者の氏名 _____

派遣期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」の次に次のように加える。

別記第六号の三様式所属機関等作成用 2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人

所属機関等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 _____

(2)業種 主たる業種を以下から選択して番号を記入(1つのみ)

他に業種があれば以下から選択して番号を記入(複数選択可) _____

製造業 【 ①食料品 ②繊維工業 ③プラスチック製品 ④金属製品
 ⑤生産用機械器具 ⑥電気機械器具 ⑦輸送用機械器具 ⑧その他() 】

卸売業 【 ⑨各種商品(総合商社等) ⑩繊維・衣服等 ⑪飲食料品
 ⑫建築材料、鉱物・金属材料等 ⑬機械器具 ⑭その他() 】

小売業 【 ⑮各種商品 ⑯織物・衣服・身の回り品
 ⑰飲食料品(コンビニエンスストア等) ⑱機械器具小売業 ⑲その他() 】

学術研究、専門・技術サービス業
【 ⑳学術・開発研究機関 ㉑専門サービス業(他に分類されないもの)
 ㉒広告業 ㉓技術サービス業(他に分類されないもの) 】

医療・福祉業 【 ㉔医療業 ㉕保健衛生 ㉖社会保険・社会福祉・介護事業 】

㉗農林業 ㉘漁業 ㉙鉱業、採石業、砂利採取業 ㉚建設業 ㉛電気・ガス・熱供給・水道業
㉜情報通信業 ㉝運輸・信書便事業 ㉞金融・保険業 ㉟不動産・物品賃貸業
㊱宿泊業 ㊲飲食サービス業 ㊳生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業
㊴学校教育 ㊵その他の教育、学習支援業 ㊶職業紹介・労働者派遣業
㊷複合サービス事業(郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合(他に分類されないもの))
㊸その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等)
㊹その他のサービス業() ㊺宗教 ㊻公務(他に分類されないもの) ㊼分類不能の産業()

(3)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(4)資本金 _____ 円 (5)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(6)常勤職員数 _____ 名

(7)代表者の氏名 _____

(8)勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有・無

労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有・無

労働保険番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(9)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
有(内容: _____)・無 _____

(10)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
有(内容・理由: _____)・無 _____

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(11)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 有(内容:)・無	
(12)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(13)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(12)から(18)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) 有(内容・該当者名:)・無	
(20)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無 有(内容:)・無	
(21)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	
(22)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(23)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(24)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入) 有・無	
(以下(25)、(26)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)	
(25)次のいずれかに該当することの有無 有・無 (有の場合は該当するものを選択)	
<input type="checkbox"/> ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること	
(26)労働者派遣をすることとしている派遣先が(9)から(20)に該当していることの有無 有(内容:)・無	
(27)労災保険加入等の措置の有無 有(内容:)・無	

所属機関等作成用 4 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(28)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無	有・無
(29)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無	有・無
(30)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無 (当該基準が定められている場合に記入)	有・無
(以下(31)から(39)は申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)	
(31)支援責任者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無	有・無
(32)支援担当者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無	有・無
(33)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択) <input type="checkbox"/> ①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること <input type="checkbox"/> ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること <input type="checkbox"/> ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容: _____)	有・無
(34)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無	有・無
(35)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無	有・無
(36)支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であることの有無	有・無
(37)特定技能雇用契約締結の前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無 有(内容: _____)・無	有・無
(38)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無	有・無
(39)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)	
(1)在留資格認定証明書の交付申請前の、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する、外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の実施の有無	有・無
(2)上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無	有・無
(3)出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無	有・無
(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無	有・無

所属機関等作成用 5 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(6)本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無	有・無
(7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無	有・無
(8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無	有・無
(9)外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無	有・無
(10)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(11)外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無	有・無
(12)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無	有・無
(13)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無	有・無
(14)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)	有・無
(15)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無	有・無
(16)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)	
(1)氏名又は名称 _____	
(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____	
(3)代表者の氏名 _____	
(4)登録番号 _____ (5)登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
(6)支援を行う事務所の名称 _____ (7)所在地 _____	
(8)支援責任者名 _____ (9)支援担当者名 _____	
(10)対応可能言語 _____	
<p>以上の記載内容は事実と相違ありません。 特定技能所属機関名、代表者氏名の記名及び押印/申請書作成年月日</p> <p style="text-align: right;">印 年 月 日</p>	
<p>注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正し、押印すること。</p>	

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教育機関)
20	教育(教育機関を除く)
21	翻訳・通訳
22	海外取引業務
23	企画事務(マーケティング, リサーチ)
24	企画事務(広報・宣伝)
25	会計事務
26	法人営業
27	CADオペレーション
28	調理
29	外国特有の建築技術
30	外国特有の製品製造
31	宝石・貴金属・毛皮加工
32	動物の調教
33	石油・地熱等掘削調査
34	パイロット
35	スポーツ指導
36	ソムリエ
37	介護福祉士
38	研究
39	研究の指導
40	情報処理・通信技術者
41	記者
42	報道カメラマン
43	医師
44	歯科医師
45	薬剤師
46	看護師
47	保健師
48	助産師
49	准看護師
50	歯科衛生士

51	診療放射線技師
52	理学療法士
53	作業療法士
54	視能訓練士
55	臨床工学技師
56	義肢装具士
57	弁護士
58	司法書士
59	弁理士
60	土地家屋調査士
61	外国法事務弁護士
62	公認会計士
63	外国公認会計士
64	税理士
65	社会保険労務士
66	行政書士
67	海事代理人
68	著述家
69	美術家・写真家
70	音楽家・舞台芸術家
71	宗教家
72	家事使用人
73	スポーツ
74	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
75	農林漁業従事者
76	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
77	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
78	機械組立従事者
79	機械整備・修理従事者
80	機械検査従事者
81	建設躯体工事従事者
82	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
83	その他の建設・探掘従事者(他に分類されないもの)
84	運搬・清掃・包装等従事者
85	外交
86	公用
87	その他

別記第六号の三様式所属機関等作成用 3 U (その他) の次に次のように加える。

別記第六号の四様式(表)及び別記第六号の五様式中「入国管理局长」を「※」に、「(注) 用紙の大きさ」は、日本工業規格A列5番とする。」を

「(注) 1 ※には在留資格認定証明書を交付する者の職名を記

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

入するものとする。

に改める。

」

別記第七号の五様式及び別記第七号の六様式(表)中「入国管理局长」を「出入国在留管理局长」に改める。

別記第七号の七様式(表)中「法務大臣」を「出入国在留管理厅长官」に改める。

別記第七号の八様式中「入国管理局长」を「出入国在留管理局长」に改める。

別記第八号様式から別記第十二号様式まで及び別記第十四号様式中「法務省 入国管理局」を「出

入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第十五号様式中「法務省 入国者収容所」を「出入国在留管理庁 入国者収容所」に、「

入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第十六号様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改

める。

別記第十六号の二様式(表)中「法務省 入国管理局主任審査官」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理庁主任審査官」に改め、同様式(裏)中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第十七号の四様式、別記第十七号の五様式、別記第二十二号の四様式、別記第二十二号の五様式及び別記第二十七号様式(表)中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第二十八号様式から別記第二十九号の二様式までの様式中「入国管理局長」を「出入国在留管理局長」に改める。

別記第二十九号の三様式中「入国管理局長」を「出入国在留管理局長」及び「入国管理局に」を「出入国在留管理局に」に改める。

別記第二十九号の四様式及び別記第二十九号の五様式中「入国管理局長」を「出入国在留管理局長」に改める。

別記第二十九号の六様式中「入国管理司長」を「出入国在留管理司長」に、「または」を「又は」に改める。

別記第二十九号の七様式(表)及び別記第二十九号の八様式から別記第二十九号の十三様式までの様式中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別記第二十九号の十四様式中「入国管理司長」を「出入国在留管理司長」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

※ 登録番号	
※ 登録・更新年月日	

登 録 支 援 機 関 登 録 申 請 書
登 録 支 援 機 関 登 録 の 更 新 申 請 書

年 月 日

出入国在留管理庁長官 殿

申請者

⑩

- 1 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 24 第 1 項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の申請をします。
- 2 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 24 第 1 項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。

記

1 申請者に関する事項	(ふりがな) ① 氏名又は名称	
	② 住所 (本店又は主たる事務所)	〒 — (電話 — —)
	(ふりがな) ③ 代表者の氏名	
2 支援業務実施体制に関する事項	① 支援業務開始予定年月日	年 月 日
	② 支援業務を行う事務所の所在地	〒 —
	③ 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	対応可能言語
		語
		語
語		

支援業務		内容及び実施方法	
	① 本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号イに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第2号及び同条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	② 出入国しようとする港又は飛行場における送迎	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ロに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	③ 適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ハに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
3 支援業務の内容及び実施方法に関する事項	(1) 本邦での生活一般に関する事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(1)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	(2) 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(2)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	(3) 相談等の申出対応者及び相談等をすべき国等の機関の連絡先	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(3)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	④ 入国後（在留資格変更許可後）の情報提供	(4) 支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けられることができる医療機関に関する事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(4)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []
	(5) 防災及び防犯に関する事項並びに緊急時における対応に必要な事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(5)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	(6) 出入国又は労働に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他支援対象外国人の法的保護に必要な事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(6)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	

<p>⑤ 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続の履行に当たって必要に応じた支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ホに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>
<p>⑥ 本邦での生活に必要な日本語学習の機会の提供</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号へに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>
<p>⑦ 支援対象外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し相談等の申出を受けたときに遅滞なく当該相談等に適切に対応することのほか、当該外国人への助言等必要な措置</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号トに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>
<p>⑧ 支援対象外国人と日本人との交流の促進に係る支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号チに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>
<p>⑨ 支援対象外国人が責めに帰すべき事由によらず特定技能雇用契約を解除される場合には、他の機関との特定技能雇用契約に基づいて在留資格「特定技能1号」の活動を行うことができるようにするための支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号リに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>
<p>⑩ 支援責任者又は支援担当者による支援対象外国人及びその監督者との定期的な面談の実施並びに労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときの関係行政機関への通報</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヌに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により面談を実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>

(注意)

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 登録の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方2の全文を抹消すること。
- 3 登録の更新の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方1の全文を抹消すること。
- 4 上表中「特定技能基準省令」とは、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第 号）」をいう。
- 5 1①欄は、法人の場合には登記上の名称を記載し、また、個人事業主の場合には氏名を記載した上、括弧書きで屋号等を記載すること。
- 6 2②欄は、複数の事務所があるときには、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 7 3の「内容及び実施方法」欄は、実施するときには、チェックマークを付すこと。

登録事項変更に関する届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の27第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出機関

登録番号

法人番号

機関の氏名又は名称

機関の住所〒

② 届出の事由

A 変更事項

B 変更前内容

C 変更後内容

③ 変更年月日

年 月 日

以上の記載内容は事実と相違ありません。

届出人(代理人)の署名/届出年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を訂正し、署名すること。

(裏)

備考

申請人等作成用2からは、所属機関等作成用2からは、在留目的によって、次の様式を使用してください。

1	在留目的	例	使用する申請書											
			申請人等作成用				所属機関等作成用等							
			1	2	3	4	1	2	3	4	5			
1	短期滞在	短期滞在、短期雇用	○	H	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授	○	I	I	I	I	-	-	-	-	-	-	-
	大学等における研究の指導又は教育等	中学校の国語教師	○	I	I	I	I	-	-	-	-	-	-	-
3	収入を伴う芸術上の活動	作曲家、写真家	○	J	-	-	J	-	-	-	-	-	-	-
	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技術の研究・修得	茶道、柔道を修得しようとする者	○	J	-	-	J	-	-	-	-	-	-	-
4	外国の宗教団体の派遣されて行う布教活動	司教、宣教師	○	K	-	-	K	-	-	-	-	-	-	-
	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン	○	K	-	-	K	-	-	-	-	-	-	-
5	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者	○	L	-	-	L	-	-	-	-	-	-	-
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員	○	L	-	-	L	-	-	-	-	-	-	-
6	日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること	企業の社長、取締役、部長	○	M	-	-	M	-	-	-	-	-	-	-
	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長、取締役、部長	○	M	-	-	M	-	-	-	-	-	-	-
7	高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(2)に該当する場合を除く。(※)	政府関係機関、企業の実験者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-
	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動	機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5)に該当する場合を除く。(※)	機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考等を必要とする業務に従事すること	介護福祉士	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-
8	介護又は介護の増進を行う業務に従事すること	介護福祉士	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師、スポーツ指導者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-
	特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-
9	特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	-	V	V	V	V	V	V	V	V
	特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	-	V	V	V	V	V	V	V	V
10	旅行	歌手、モデル	○	O	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-
11	技能実習	技能実習生	○	Y	-	-	Y	-	-	-	-	-	-	-
12	研修	留学生	○	P	P	-	P	P	-	-	-	-	-	-
13	研修	実務研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生	○	Q	-	-	Q	Q	Q	-	-	-	-	-
	商用・就職を目的とする者、文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-	-	-	
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-	-	-	
14	日本国籍者又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-	-	-	-
	日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	上記以外の目的(1)	外交、公用、弁護士、公認会計士、医師、家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師候補者・介護福祉士候補者、EPA実習介護福祉士候補者、日本国大使	○	U	U	U	U	U	U	-	-	-	-	-
	上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動	○	U	U	U	-	-	-	-	-	-	-	-

(※)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第三十号様式申請人等作成用1(表)中「入国申請用紙」を「査察用紙」に改め、同様式申請人等作成用1(裏)を次のように改める。

17 特定技能所属機関
(1)氏名又は名称 _____
(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____
18 技能水準
<input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明
<input type="checkbox"/> 試験による証明 合格した試験名 _____
<input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明 _____
<input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了 _____
19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
<input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明
<input type="checkbox"/> 試験による証明 合格した試験名 _____
<input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明 _____
<input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了 _____
20 良好に修了した技能実習2号(上記18, 19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)
(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
<input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
<input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明
(複数ある場合には(2)に記入)
(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
<input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
<input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明
21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
年 _____ 月 _____

次のように加える。

別記第三十号様式申請人等作成用2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」)の次に

申請人等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無

23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額及び内訳: _____)・無

24 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) _____ 有・無

25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) _____ 有・無

26 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) _____ 有・無

27 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

28 職 歴

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

29 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

1 雇用している外国人の氏名 _____

2 特定技能雇用契約

(1)雇用契約期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所定労働時間(週平均) _____ 時間

所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 _____ 有・無

(4)月額報酬 _____ 円 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 _____ 円

報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 _____ 有・無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 _____ 有(内容: _____)・無

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 _____ 有・無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(9)外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

代表者の氏名 _____

派遣期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

に次のように加える。

・「研究」・「技術」・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」の次

別記第三十号様式所属機関等作成用 2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」)

所属機関等作成用 2 V (「特定技能(1号)」、「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 _____

(2)業種 主たる業種を以下から選択して番号を記入(1つのみ)

他に業種があれば以下から選択して番号を記入(複数選択可) _____

- 製造業 【 ①食料品 ②繊維工業 ③プラスチック製品 ④金属製品
⑤生産用機械器具 ⑥電気機械器具 ⑦輸送用機械器具 ⑧その他() 】
- 卸売業 【 ⑨各種商品(総合商社等) ⑩繊維・衣服等 ⑪飲食品
⑫建築材料、鋳物・金属材料等 ⑬機械器具 ⑭その他() 】
- 小売業 【 ⑮各種商品 ⑯織物・衣服・身の回り品
⑰飲食品(コンビニエンスストア等) ⑱機械器具小売業 ⑲その他() 】

- 学術研究、専門・技術サービス業
【 ⑳学術・開発研究機関 ㉑専門サービス業(他に分類されないもの)
㉒広告業 ㉓技術サービス業(他に分類されないもの) 】

- 医療・福祉業 【 ㉔医療業 ㉕保健衛生 ㉖社会保険・社会福祉・介護事業 】
- ⑳農林業 ㉗漁業 ㉘鉱業、採石業、砂利採取業 ㉙建設業 ㉚電気・ガス・熱供給・水道業
㉛情報通信業 ㉜運輸・信書便事業 ㉝金融・保険業 ㉞不動産・物品賃貸業
㉟宿泊業 ㊱飲食サービス業 ㊲生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業
㊳学校教育 ㊴その他の教育、学習支援業 ㊵職業紹介・労働者派遣業
㊶複合サービス事業(郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合(他に分類されないもの))
㊷その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等)
㊸その他のサービス業() ㊹宗教 ㊺公務(他に分類されないもの) ㊻分類不能の産業()

(3)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(4)資本金 _____ 円 (5)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(6)常勤職員数 _____ 名

(7)代表者の氏名 _____

(8)勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有・無

労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有・無

労働保険番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(9)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 ()・無
有(内容: _____)

(10)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 ()・無
有(内容・理由: _____)

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(11)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 有(内容:)・無
(12)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 有(内容・該当者名:)・無
(13)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 有(内容・該当者名:)・無
(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 有(内容・該当者名:)・無
(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 有(内容・該当者名:)・無
(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 有(内容・該当者名:)・無
(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 有(内容・該当者名:)・無
(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 有(内容・該当者名:)・無
(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(12)から(18)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) 有(内容・該当者名:)・無
(20)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無 有(内容:)・無
(21)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無	有・無
(22)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 有(内容:)・無
(23)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 有(内容:)・無
(24)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)	有・無
(以下(25)、(26)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)	
(25)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)	有・無
<input type="checkbox"/> ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること (内容:)
<input type="checkbox"/> ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)
<input type="checkbox"/> ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)
<input type="checkbox"/> ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること	
(26)労働者派遣をすることとしている派遣先が(9)から(20)に該当していることの有無 有(内容:)・無
(27)労災保険加入等の措置の有無 有(内容:)・無

所属機関等作成用 4 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(28)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無	有・無
(29)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無	有・無
(30)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
(以下(31)から(39)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)	
(31)支援責任者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無	有・無
(32)支援担当者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無	有・無
(33)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択) <input type="checkbox"/> ①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること <input type="checkbox"/> ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること <input type="checkbox"/> ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること(内容: _____)	有・無
(34)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無	有・無
(35)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無	有・無
(36)支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であることの有無	有・無
(37)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無 有(内容: _____)・無	有・無
(38)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無	有・無
(39)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)	
(1)在留資格変更申請前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無	有・無
(2)上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無	有・無
(3)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無	有・無
(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無	有・無

所属機関等作成用 5 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(6)在留資格変更後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無	有・無
(7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無	有・無
(8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無	有・無
(9)外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無	有・無
(10)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(11)外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無	有・無
(12)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無	有・無
(13)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無	有・無
(14)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)	有・無
(15)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無	有・無
(16)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)	
(1)氏名又は名称 _____	
(2)住所(所在地) _____	電話番号 _____
(3)代表者の氏名 _____	
(4)登録番号 _____	(5)登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(6)支援を行う事務所の名称 _____	(7)所在地 _____
(8)支援責任者名 _____	(9)支援担当者名 _____
(10)対応可能言語 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 特定技能所属機関名、代表者氏名の記名及び押印/申請書作成年月日	
	印 年 月 日
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正し、押印すること。	

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教育機関)
20	教育(教育機関を除く)
21	翻訳・通訳
22	海外取引業務
23	企画事務(マーケティング, リサーチ)
24	企画事務(広報・宣伝)
25	会計事務
26	法人営業
27	CADオペレーション
28	調理
29	外国特有の建築技術
30	外国特有の製品製造
31	宝石・貴金属・毛皮加工
32	動物の調教
33	石油・地熱等掘削調査
34	パイロット
35	スポーツ指導
36	ソムリエ
37	介護福祉士
38	研究
39	研究の指導
40	情報処理・通信技術者
41	記者
42	報道カメラマン
43	医師
44	歯科医師
45	薬剤師
46	看護師
47	保健師
48	助産師
49	准看護師
50	歯科衛生士

51	診療放射線技師
52	理学療法士
53	作業療法士
54	視能訓練士
55	臨床工学技師
56	義肢装具士
57	弁護士
58	司法書士
59	弁理士
60	土地家屋調査士
61	外国法事務弁護士
62	公認会計士
63	外国公認会計士
64	税理士
65	社会保険労務士
66	行政書士
67	海事代理人
68	著述家
69	美術家・写真家
70	音楽家・舞台芸術家
71	宗教家
72	家事使用人
73	スポーツ
74	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
75	農林漁業従事者
76	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
77	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
78	機械組立従事者
79	機械整備・修理従事者
80	機械検査従事者
81	建設躯体工事従事者
82	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
83	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
84	運搬・清掃・包装等従事者
85	外交
86	公用
87	その他

別記第三十号様式所属機関等作成用3 U(その他)の次に次のように加える。

(表)

備考
申請人等作成用1から4、所属機関等作成用1から5は、在留目的に依って、次の様式を使用してください。

在留目的	例	使用する申請書												
		申請人等作成用				所属機関等作成用等								
		1	2	3	4	1	2	3	4	5				
1 短期滞在	親族訪問、短期訪問	○	H	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 大学院において協力の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授	○	I	I	-	I	-	-	-	-	-	-	-	-
2 大学等における研究の指導又は教育等														
2 中学校、高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師													
3 収入を伴う芸術上の活動	作曲家、写真家	○	J	-	-	J	-	-	-	-	-	-	-	-
3 収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	茶道、柔道を修得しようとする者													
4 外国の宗教団体から派遣されて行方宗教活動	司教、宣教師	○	K	-	-	K	-	-	-	-	-	-	-	-
4 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン													
5 日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者	○	L	-	-	L	-	-	-	-	-	-	-	-
5 日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員													
5 日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること														
6 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長、取締役、部長	○	M	-	-	M	-	-	-	-	-	-	-	-
6 事業の経営又は管理														
7 高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(2)に該当する機会を除く。(※)	政府関係機関、企業の研究者	○	N	-	-	N	N	-	-	-	-	-	-	-
7 高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5)に該当する機会を除く。(※)	機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者													
7 自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること														
7 介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士													
7 熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師、スポーツ指導者													
7 特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者													
8 特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	-	V	V	V	V	V	V	V	V	V
8 特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること														
9 旅行	歌手、モデル	○	O	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 技能実習	技能実習生	○	Y	-	-	Y	-	-	-	-	-	-	-	-
11 留学	留学生	○	P	P	-	P	P	-	-	-	-	-	-	-
12 研修	実習研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生	○	Q	-	-	Q	Q	Q	-	-	-	-	-	-
13 商用・報酬を目的とする者、文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること														
13 特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-	-	-	-	-
13 EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること														
14 日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 上記以外の目的(1)	外交、公用、看護士、公認会計士、医師、家事使用人、ワーキングホリデー、アオハルビーズ選手、むたっしゅ、EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師候補者・介護福祉士候補者、EPA視学介護福祉士候補者、日系団員	○	U	U	U	U	U	U	-	-	-	-	-	-
15 上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動	○	U	U	U	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

作成用1(裏)を次のように改める。

別記第三十号の二様式申請人等作成用1(表中)「~~在留目的~~」を「~~在留目的~~」に改め、同様式申請人等

17 特定技能所属機関
(1)氏名又は名称 _____
(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

18 技能水準
分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
合格した試験名 _____
その他の評価方法による証明 _____
技能実習2号を良好に修了

19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
合格した試験名 _____
その他の評価方法による証明 _____
技能実習2号を良好に修了

20 良好に修了した技能実習2号(上記18, 19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)
(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明
(複数ある場合には(2)に記入)
(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
年 _____ 月 _____

別記第三十号の二様式申請人等作成用 2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」)の次に次のように加える。

申請人等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無

23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額及び内訳: _____)・無

24 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) _____ 有・無

25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) _____ 有・無

26 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) _____ 有・無

27 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

28 職 歴

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

29 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

1 雇用している外国人の氏名 _____

2 特定技能雇用契約

(1)雇用契約期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(3)所定労働時間(週平均) _____ 時間

所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 _____ 有・無

(4)月額報酬 _____ 円 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 _____ 円

報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 _____ 有・無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 _____ 有(内容: _____)・無

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 _____ 有・無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(9)外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

代表者の氏名 _____

派遣期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別記第三十号の二様式所属機関等作成用 2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」)の次に次のように加える。

所屬機関等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があつせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所屬機関

(1)氏名又は名称 _____

(2)業種 主たる業種を以下から選択して番号を記入(1つのみ)

他に業種があれば以下から選択して番号を記入(複数選択可) _____

製造業 【 ①食料品 ②繊維工業 ③プラスチック製品 ④金属製品
⑤生産用機械器具 ⑥電気機械器具 ⑦輸送用機械器具 ⑧その他() 】【

卸売業 【 ⑨各種商品(総合商社等) ⑩繊維・衣服等 ⑪食料品
⑫建築材料、鉱物・金属材料等 ⑬機械器具 ⑭その他() 】【

小売業 【 ⑮各種商品 ⑯織物・衣服・身の回り品
⑰食料品(コンビニエンスストア等) ⑱機械器具小売業 ⑲その他() 】【

学術研究, 専門・技術サービス業
【 ⑳学術・開発研究機関 ㉑専門サービス業(他に分類されないもの)
㉒広告業 ㉓技術サービス業(他に分類されないもの) 】【

医療・福祉業 【 ㉔医療業 ㉕保健衛生 ㉖社会保険・社会福祉・介護事業 】【

㉗農林業 ㉘漁業 ㉙鉱業, 採石業, 砂利採取業 ㉚建設業 ㉛電気・ガス・熱供給・水道業
㉜情報通信業 ㉝運輸・信書便事業 ㉞金融・保険業 ㉟不動産・物品賃貸業
㊱宿泊業 ㊲飲食サービス業 ㊳生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業
㊴学校教育 ㊵その他の教育, 学習支援業 ㊶職業紹介・労働者派遣業
㊷複合サービス事業(郵便局, 農林水産業協同組合, 事業協同組合(他に分類されないもの))
㊸その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業, 建物サービス業, 警備業等)
㊹その他のサービス業() ㊺宗教 ㊻公務(他に分類されないもの) ㊼分類不能の産業()

(3)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(4)資本金 _____ 円 (5)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(6)常勤職員数 _____ 名

(7)代表者の氏名 _____

(8)勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有・無

労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有・無

労働保険番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(9)労働, 社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
有(内容: _____)・無 _____

(10)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
有(内容・理由: _____)・無 _____

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(11)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 有(内容:)・無	
(12)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(13)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 有(内容・該当者名:)・無	
(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(12)から(18)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) 有(内容・該当者名:)・無	
(20)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無 有(内容:)・無	
(21)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	
(22)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(23)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(24)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) 有・無	
(以下(25)、(26)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)	
(25)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)	有・無
<input type="checkbox"/> ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること	
(26)労働者派遣をすることとしている派遣先が(9)から(20)に該当していることの有無 有(内容:)・無	
(27)労災保険加入等の措置の有無 有(内容:)・無	

所属機関等作成用 4 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(28)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無	有・無
(29)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無	有・無
(30)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
(以下(31)から(39)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)	
(31)支援責任者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無	有・無
(32)支援担当者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無	有・無
(33)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択) <input type="checkbox"/> ①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること <input type="checkbox"/> ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること <input type="checkbox"/> ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容: _____)	有・無
(34)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無	有・無
(35)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無	有・無
(36)支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であることの有無	有・無
(37)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無 有(内容: _____)・無	有・無
(38)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無	有・無
(39)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)	
(1)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無	有・無
(2)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(3)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(4)在留期間更新後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無	有・無

所属機関等作成用 5 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(5)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無

(6)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無 有・無

(7)外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無

(8)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無 有・無

(9)外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無 有・無

(10)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無 有・無

(11)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無 有・無

(12)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入) 有・無

(13)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無 有・無

(14)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)

(1)氏名又は名称 _____

(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(3)代表者の氏名 _____

(4)登録番号 _____ (5)登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(6)支援を行う事務所の名称 _____ (7)所在地 _____

(8)支援責任者名 _____ (9)支援担当者名 _____

(10)対応可能言語 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 特定技能所属機関名、代表者氏名の記名及び押印/申請書作成年月日
印 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正し、押印すること。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教育機関)
20	教育(教育機関を除く)
21	翻訳・通訳
22	海外取引業務
23	企画事務(マーケティング, リサーチ)
24	企画事務(広報・宣伝)
25	会計事務
26	法人営業
27	CADオペレーション
28	調理
29	外国特有の建築技術
30	外国特有の製品製造
31	宝石・貴金属・毛皮加工
32	動物の調教
33	石油・地熱等掘削調査
34	パイロット
35	スポーツ指導
36	ソムリエ
37	介護福祉士
38	研究
39	研究の指導
40	情報処理・通信技術者
41	記者
42	報道カメラマン
43	医師
44	歯科医師
45	薬剤師
46	看護師
47	保健師
48	助産師
49	准看護師
50	歯科衛生士

51	診療放射線技師
52	理学療法士
53	作業療法士
54	視能訓練士
55	臨床工学技師
56	義肢装具士
57	弁護士
58	司法書士
59	弁理士
60	土地家屋調査士
61	外国法事務弁護士
62	公認会計士
63	外国公認会計士
64	税理士
65	社会保険労務士
66	行政書士
67	海事代理人
68	著述家
69	美術家・写真家
70	音楽家・舞台芸術家
71	宗教家
72	家事使用人
73	スポーツ
74	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
75	農林漁業従事者
76	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
77	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
78	機械組立従事者
79	機械整備・修理従事者
80	機械検査従事者
81	建設躯体工事従事者
82	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
83	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
84	運搬・清掃・包装等従事者
85	外交
86	公用
87	その他

別記第三十号の二様式所属機関等作成用3 U(その他)の次に次のように加える。

別記第三十号の三様式中「第二十一条の二、第二十一条の三関係」や「第二十一条の三、第二十一条の四関係」及び「入国管理局长」や「出入国在留管理局长」並びに「第21条の2又は第21条の3」や「第21条の3又は第21条の4」並びに添付する。

別記第三十一号様式中「入国管理局长」や「※」並びに「(注) 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。」や「(注) 1 ※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。並びに 2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。」

別記第三十一号の二様式中「入国管理局长」や「※」並びに「1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。」や「1 ※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。並びに 2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。」

証印の下部に識別符号を付すものとする。」や「3 証印の下部に識別符号を付すものとする。」並びに添付する。

別記第三十一号の三様式の次に次の一様式を加える。

別記第三十一号の四様式（第七条，第二十条，第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第号の規定に基づき，同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

（注）用紙の大きさは，日本工業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十三号様式中「入国管理局长」や「※」及び「(注) 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。」

「(注) 1 ※には在留期間の更新を許可する者の職名を記入するものとする。

」

及び

2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

」

」。

別記第三十三号の二様式中「入国管理局长」や「※」及び「1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。」

「1 ※には在留期間の更新を許可する者の職名を記入するものとする。

」

及び「2

2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。」

証印の下部に識別符号を付すものとする。」及び「3 証印の下部に識別符号を付すものとする。」

」。

別記第三十六号様式中「入国管理局长」及び「法務大臣」

」。

別記第三十七号様式中「入国管理局长」及び「※」及び「(注) 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。」

「(注) 1 ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。

」

及び

2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。」

」

る。

別記第三十七号の二様式中「入国管理局长」を「※」とし、「1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。」を
「1 ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。 」、「2

証印の下部に識別符号を付すものとする。」を「3 証印の下部に識別符号を付すものとする。」とする。

別記第三十七号の三様式中「入国管理局 入国審査官」を「出入国在留管理局 入国審査官」
とし、「地方入国管理局长」を「地方出入国在留管理局长」と改める。

別記第三十七号の四様式中「入国管理局あて」と「出入国在留管理局あて」と「法務大臣又は地方入
国管理局长」を「法務大臣，出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局长」と改める。

別記第三十七号の五様式中「入国管理局」を「出入国在留管理局」と改める。
別記第三十七号の十七様式中「地方入国管理局长の」を削る。

別記第四十号様式から別記第四十一号の二様式まで及び別記第四十二号様式（第一枚目表）中「入国管

理局長」を「出入国在留管理局长」に改める。

別記第四十三号様式中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別記第四十四号様式中「入国管理局长」を「出入国在留管理局长」に、「入国管理局に」を「出入国在留管理局に」に改める。

別記第四十四号の二様式中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別記第四十五号様式から別記第四十九号様式(五)までの様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第五十号様式(表)中「法務省 入国管理局主任審査官」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第五十号様式(裏)中「法務省 入国管理局主任審査官」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局主任審査官」に改める。

「出入国在留管理庁

「法務省 入国管理局

出入国在留管理局主任審査官」に

を

出入国在留管

主任審査官

印」

主任審査官

押印」に改める。

印」

別記第五十一号様式から別記第五十五号様式までの様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第五十六号様式中「場所 入国管理局」を「場所 出入国在留管理局」に改める。
別記第五十七号様式から別記第五十九号様式までの様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第六十号様式中「法務省 入国管理局特別審理官」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局特別審理官」に改める。

別記第六十一号の二様式、別記第六十三号様式及び別記第六十四号様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第六十四号の二様式中「法務省 入国者収容所長」を「出入国在留管理庁 入国者収容所

長」及び「入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第六十五号様式(表)、別記第六十六号様式、別記第六十七号様式(表)、別記第六十八号様式及び別記第六十九号様式中「法務省 入国者収容所長」を「出入国在留管理庁 入国者収容所長」及び「入国管理局主任審査官」を「出入国在留管理局主任審査官」に改める。

別記第七十号様式中「法務省 入国者収容所長」を「出入国在留管理庁 入国者収容所長」及び「出入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第七十一号様式中「法務省 入国者収容所長」を「出入国在留管理庁 入国者収容所長」及び「入国管理局主任審査官」を「出入国在留管理局主任審査官」に改める。

別記第七十一号の二様式(裏)中「入国管理官署」を「出入国在留管理官署」に改める。

別記第七十一号の三様式(表)から別記第七十一号の五様式までの様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第七十二号の二様式中「入国管理局長」を「出入国在留管理局長」に改める。

別記第七十六号の三様式中「第61条の2の2第4項」を「第61条の2の2第5項」に改める。

別記第七十六号の四様式(裏)中「仮滞在の許可を受けた地方入国管理局長の」を削る。

別記第七十六号の六様式中「入国総理局長」を「法務大臣」に改める。

別記第七十七号様式を次のように改める。

別記第七十七号様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省	番号
<p>難 民 認 定 取 消 通 知 書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 _____ 男 女</p> <p>2 生年月日 _____ 年 月 日</p> <p>3 国籍・地域 _____</p> <p>4 難民認定番号 _____</p> <p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の7の規定により、 年 月 日付けあなたに対する難民の認定は、下記の理由により取り消したので、通知します。 あなたの所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を速やかに返納しなければなりません。</p> <p>理 由</p> <p>上記の処分不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>年 月 日</p> <p>※</p>	

- (注) 1 ※には難民の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第八十号様式及び別記第八十二号様式中「 」を「 」に改める。

別記第八十三号様式中「 」を「 」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

番 号

日本国政府法務省

年 月 日

手 数 料 納 付 書

出入国在留管理庁長官 殿

(収入印紙貼付欄)

金 _____ 円也 (¥ _____)

出入国管理及び難民認定法第19条の2第3項の規定により、

上記金額を

{	1	登録支援機関の登録申請
	2	登録支援機関の登録更新申請

 手数料として納付いたします。

納付者名 _____
記 名

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(被収容者処遇規則の一部改正)

第二条 被収容者処遇規則(昭和五十六年法務省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(生活様式の尊重)</p> <p>第二条 入国者収容所長及び地方出入国在留管理局长(以下「所長等」という。)は、収容所等の保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 所長等は、前項のほか、収容所等の実情に応じ、出入国在留管理庁長官の認可を受けて遵守事項を定めることができる。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(物品の使用)</p> <p>第二十四条 「1・2 略」</p> <p>3 前項により、物品の種類を増加したときは、理由を付してその旨を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。</p> <p>4 「略」</p> <p>(糧食のエネルギー)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 被収容者に給与する副食の栄養基準量は、出入国在留管理庁長官が別に定める。</p> <p>3 「略」</p>	<p>(生活様式の尊重)</p> <p>第二条 入国者収容所長及び地方入国管理局长(以下「所長等」という。)は、収容所等の保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 所長等は、前項のほか、収容所等の実情に応じ、法務大臣の認可を受けて遵守事項を定めることができる。</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>(物品の使用)</p> <p>第二十四条 「1・2 同上」</p> <p>3 前項により、物品の種類を増加したときは、理由を付してその旨を法務大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>(糧食のエネルギー)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>2 被収容者に給与する副食の栄養基準量は、法務大臣が別に定める。</p> <p>3 「同上」</p>

(領置した物品の返還)

第三十九条 所長等は、被收容者を出所させるときは、領置中の物品を当該被收容者に返還しなければならない。ただし、他の收容所等に移送するため出所させるときは、移送先の入国者收容所又は地方出入国在留管理局に保管替をすることができる。

(異議の申出)

第四十一条の三 前条第二項の規定による判定に不服がある被收容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、出入国在留管理庁長官に対し異議を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項の調査に関する書類を出入国在留管理庁長官に送付するものとする。

3 出入国在留管理庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

(所長等の処置)

第四十一条の四 所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は出入国在留管理庁長官が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被收容者の処遇等

(領置した物品の返還)

第三十九条 所長等は、被收容者を出所させるときは、領置中の物品を当該被收容者に返還しなければならない。ただし、他の收容所等に移送するため出所させるときは、移送先の入国者收容所又は地方入国管理局に保管替をすることができる。

(異議の申出)

第四十一条の三 前条第二項の規定による判定に不服がある被收容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項の調査に関する書類を法務大臣に送付するものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

(所長等の処置)

第四十一条の四 所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は法務大臣が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被收容者の処遇等に関し必要な

に關し必要な措置をとるものとする。

(出入国在留管理庁長官への報告)

第四十三条 所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してとつた措置を直ちに出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

(委任事項)

第四十五条 所長等は、出入国在留管理庁長官の認可を受けて、被收容者の処遇に關する細則を定めることができる。

措置をとるものとする。

(法務大臣への報告)

第四十三条 所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してとつた措置を直ちに法務大臣に報告しなければならない。

(委任事項)

第四十五条 所長等は、法務大臣の認可を受けて、被收容者の処遇に關する細則を定めることができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記第一号様式中「入国管理司」を「出入国在留管理司」に改める。

別記第九号様式甲及び別記第九号様式乙中「入国管理司」を「出入国在留管理司」に、「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Services Bureau」に改める。

(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正)

第三条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	基準
「略」 法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	「略」 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。 ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実

改正前

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	基準
「同上」 法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	「同上」 「項を加える。」

-
-
- 施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。
- イ 十八歳以上であること。
 - ロ 健康状態が良好であること。
 - ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
 - ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
 - ホ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）第一条に定める地域を
-
-

いう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

へ 特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間が通算して五年に達していないこと。

二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

三 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあつては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動</p>	<p>四 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあつては、当該手続を経ていること。</p> <p>五 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。</p> <p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項（第二号を除く。）及び第四項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該</p>
<p>「項を加える。」</p>	

当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 健康状態が良好であること。

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとし、法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

三 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第一の二の表の特定技

能の項の下欄第二号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあつては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

四 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあつては、当該手続を経ていること。

五 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

六 技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあつては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつ

<p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。）について、同項の認定がされていること。</p>	<p>ては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。</p>
<p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。）について、同項の認定がされていること。</p>	

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第四条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(改正法附則第二十八条第三項の申請等)

第二十一条 「1、3 略」

4 整備及び経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備及び経過措置政令第二十二條第一項の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

(出頭を要しない場合等)

第二十四条 「略」

2 改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第三項に規定する法務省令で定める場合(改正法附則第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する特例法第十條第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領並びに改正法附則第三十條第一項及び第三十一條第一項の規定による届出に係る場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって別表第三の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イに掲げる者にあつては、当該特別永住者又は改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により当該特別永住者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ロに掲げる者にあつては、改正法附則第三十二條第二項にお

改正前

(改正法附則第二十八条第三項の申請等)

第二十一条 「1、3 同上」

4 整備及び経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備及び経過措置政令第二十二條第一項の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

(出頭を要しない場合等)

第二十四条 「同上」

2 改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第三項に規定する法務省令で定める場合(改正法附則第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する特例法第十條第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領並びに改正法附則第三十條第一項及び第三十一條第一項の規定による届出に係る場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって別表第三の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イに掲げる者にあつては、当該特別永住者又は改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により当該特別永住者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ロに掲げる者にあつては、改正法附則第三十二條第二項にお

て準用する特例法第十九条第二項の規定により当該特別永住者に代わ
つてする場合を除く。）

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由し
てその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

ロ 「略」

二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又
は疾病その他の事由により自ら別表第三の上欄に掲げる行為をするこ
とができない場合において、当該特別永住者の親族（当該特別永住者
と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該特別永住者の
親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適
当と認めるものが、当該特別永住者に代わつて当該行為の区分に応じ
それぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

〔3〕5 略

て準用する特例法第十九条第二項の規定により当該特別永住者に代わ
つてする場合を除く。）

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由し
てその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ロ 「同上」

二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又
は疾病その他の事由により自ら別表第三の上欄に掲げる行為をするこ
とができない場合において、当該特別永住者の親族（当該特別永住者
と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該特別永住者の
親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で法務大臣が適当と認めるも
のが、当該特別永住者に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表
の下欄に掲げる行為をするとき。

〔3〕5 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記第六号様式から別記第十一号様式までの様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁
出入国在留管理局」に改める。

別記第十二号様式中「場所 入国管理局」を「場所 出入国在留管理局」とし「法務省
入国管理局」を「出入国在留管理庁 出入国在留管理局」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「法務省 入国管理局」を「出入国在留管理庁 出
入国在留管理局」に改める。

別記第十六号様式及び別記第十八号様式中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部改正)
正)

第五条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則(平成二十三年法務省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第五条 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する特別永住者（法第四條第三項又は第五條第三項の申請をした平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前條第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該特別永住者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記することができる。

〔2・3 略〕

4 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する特別永住者について、ローマ字により氏名を表記することにより当該特別永住者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、前條第一項の規定にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができる。

5 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法その他の漢字を使用した氏名の表記に関し、必要な事項は、出入国在留管理庁長官が告示をもって定める。

6 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名は、法第十一條第一項の規定による届出による場合を除き、変更（当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこととす

改正前

第五条 法務大臣は、氏名に漢字を使用する特別永住者（法第四條第三項又は第五條第三項の申請をした平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前條第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該特別永住者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記することができる。

〔2・3 同上〕

4 法務大臣は、氏名に漢字を使用する特別永住者について、ローマ字により氏名を表記することにより当該特別永住者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、前條第一項の規定にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができる。

5 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法その他の漢字を使用した氏名の表記に関し、必要な事項は、法務大臣が告示をもって定める。

6 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名は、法第十一條第一項の規定による届出による場合を除き、変更（当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこととす

ることを含む。) することができない。ただし、出入国在留管理庁長官が相当と認める場合は、この限りでない。

(令第五条に規定する写しを作成する等する書類)

第十三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成二十三年政令第四百二十号)第五条の規定により市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項にあつては、区又は総合区。第十六条及び第十七条において同じ。)の長が写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付する書類は、第七条第二項(第八条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。)又は第九条第二項の規定により提示された旅券とする。

(特別永住者証明書の失効に関する情報の公表)

第十四条 出入国在留管理庁長官は、効力を失った特別永住者証明書の番号の情報をインターネットの利用その他の方法により提供することができる。

(出頭を要しない場合等)

第十七条 「略」

2 法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合(法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって別表第二の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場

ることを含む。) することができない。ただし、法務大臣が相当と認める場合は、この限りでない。

(令第五条に規定する写しを作成する等する書類)

第十三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成二十三年政令第四百二十号)第五条の規定により市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項にあつては、区又は総合区。第十六条及び第十七条において同じ。)の長が写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書類は、第七条第二項(第八条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。)又は第九条第二項の規定により提示された旅券とする。

(特別永住者証明書の失効に関する情報の公表)

第十四条 法務大臣は、効力を失った特別永住者証明書の番号の情報をインターネットの利用その他の方法により提供することができる。

(出頭を要しない場合等)

第十七条 「同上」

2 法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合(法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって別表第二の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場

合（イに掲げる者にあつては、当該特別永住者又は法第十九条第二項の規定により当該特別永住者に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ロに掲げる者にあつては、同項の規定により当該特別永住者に代わつてする場合を除く。）

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

ロ 「略」

二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第二の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該特別永住者の親族（当該特別永住者と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

〔3・4 略〕

（再入国の許可を要する者）

第十九条 法第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は、次に掲げる者とする。

〔一・二 略〕

三 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして出入国在留管理庁長官が認定する者

合（イに掲げる者にあつては、当該特別永住者又は法第十九条第二項の規定により当該特別永住者に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ロに掲げる者にあつては、同項の規定により当該特別永住者に代わつてする場合を除く。）

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ロ 「同上」

二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第二の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該特別永住者の親族（当該特別永住者と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で法務大臣が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

〔3・4 同上〕

（再入国の許可を要する者）

第十九条 法第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は、次に掲げる者とする。

〔一・二 同上〕

三 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

2 出入国在留管理庁長官は、前項第三号の規定による認定をしたときは、特別永住者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、特別永住者の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第十三号様式による通知書によって行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第三号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(雑則)

第二十条 法又はこの省令の規定により出入国在留管理庁長官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

2 法務大臣は、前項第三号の規定による認定をしたときは、特別永住者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、特別永住者の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第十三号様式による通知書によって行うものとする。ただし、急速を要する場合には、法務大臣が第一項第三号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(雑則)

第二十条 法又はこの省令の規定により法務大臣に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「法務大田」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別記第三号様式中「ロ本國在留管理庁長官」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別記第四号様式(表)及び別記第五号様式から別記第十三号様式までの様式中「法務大田」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

（出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令の一部改正）

第六条 出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令（平成二十四年法

務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一条 出入国管理及び難民認定法施行令第二条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第二条第二項及び第三条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十八条及び第二十五条に規定する法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 出入国在留管理庁長官が市町村長（特別区にあつては、区长）に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）の操作により電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>第二条 前条第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、出入国在留管理庁長官が定める。</p>
改正前	<p>第一条 出入国管理及び難民認定法施行令第二条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第二条第二項及び第三条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十八条及び第二十五条に規定する法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 法務大臣が市町村長（特別区にあつては、区长）に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）の操作により電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>第二条 前条第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の一部改正)

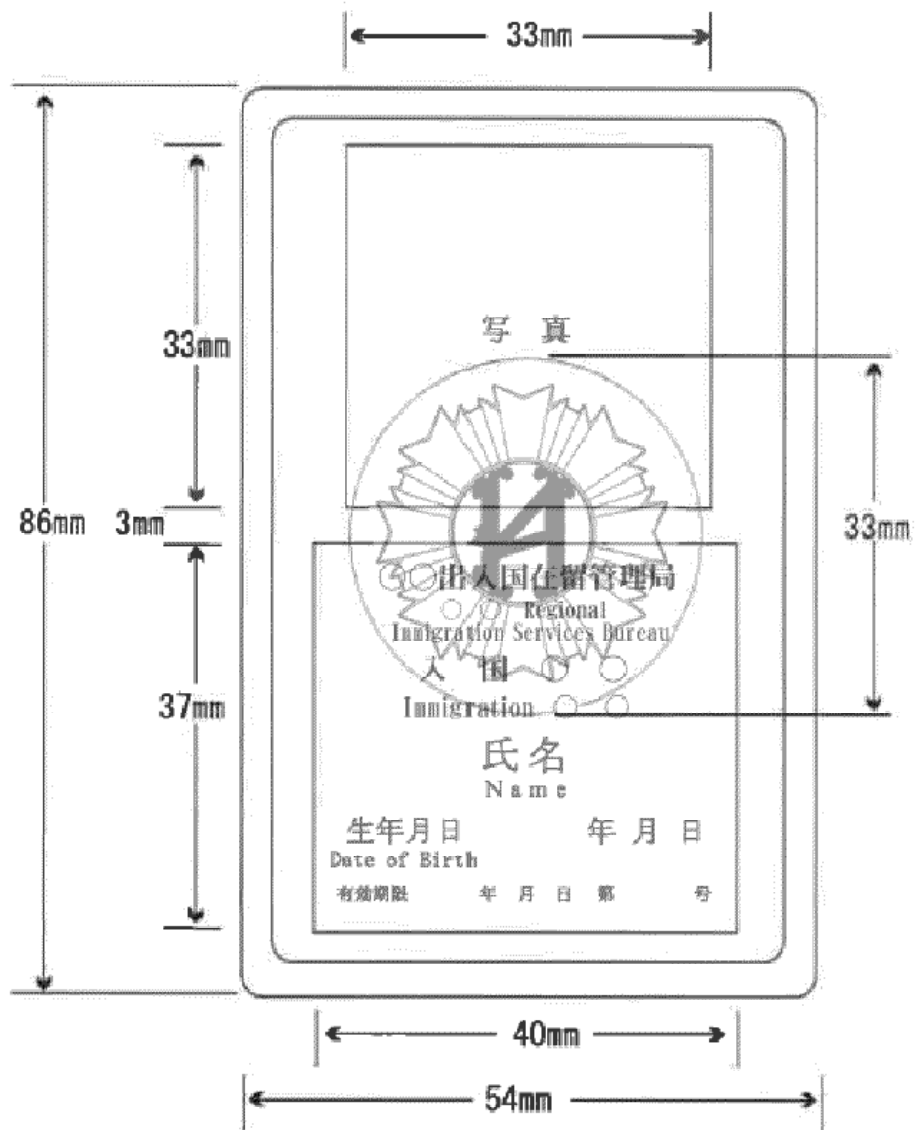
第七条 入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令(平成二十七年法務省令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

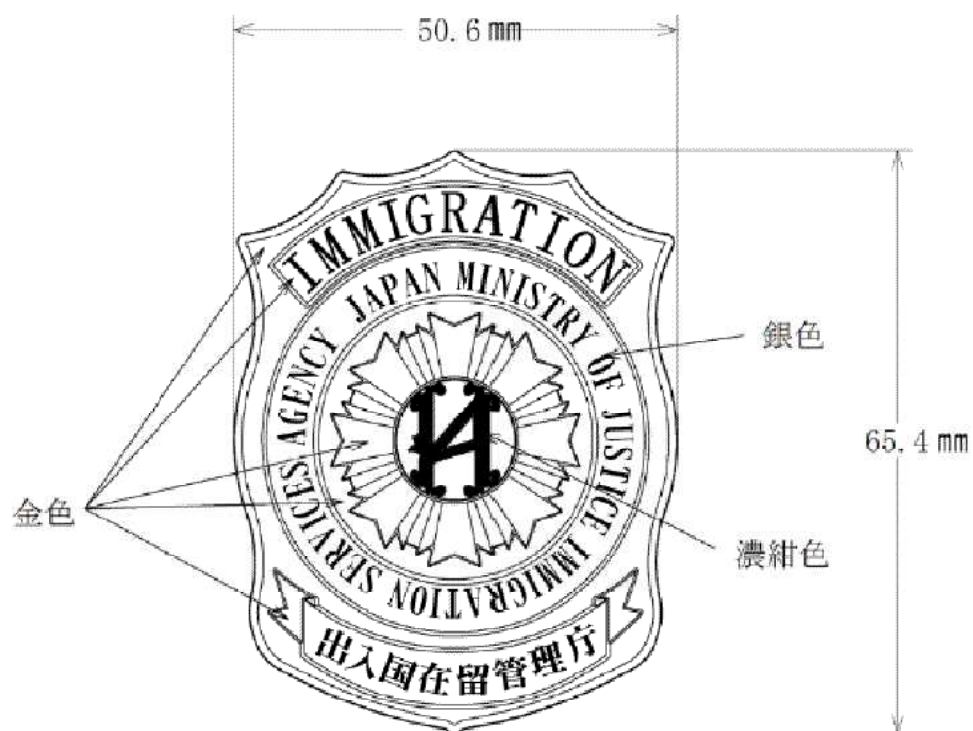
改正後	改正前
<p>備考</p> <p>〔1～3 略〕</p> <p>4 「〇〇出入国在留管理局 〇〇Residential Immigration Services Bureau」の部分には、所属の入国者収容所名又は地方出入国在留管理局名を表示するものとする。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 記章は、金属製とし、「IMMIGRATION」・「JAPAN MINISTRY OF JUSTICE IMMIGRATION SERVICES AGENCY」及び「出入国在留管理庁」の文字を黒色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色で表示する。</p>	<p>備考</p> <p>〔1～3 同上〕</p> <p>4 「〇〇入国管理局 〇〇Immigration Bureau」の部分には、所属の入国者収容所名又は地方入国管理局名を表示するものとする。</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>6 記章は、金属製とし、「IMMIGRATION」・「JAPAN MINISTRY OF JUSTICE IMMIGRATION BUREAU」及び「入国管理局」の文字を黒色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色で表示する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別図身分証及び記章を次のように改める。

身分証



記章



附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、申出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）

（ ）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、証印され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、調書、収容令書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。）であつて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第十一条第二項の規定により旅券に当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号を記載されたものに係る出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百二号）による改正後の出入国管理及び難民認定法第十九条の十八第一項の届出におけるこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十七第一項及び第十九条の十八第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三

年法務省令第四十三号) 第十一条第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第六条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十条の二の特定技能の在留資格をもって本邦に在留した期間には、次に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもって在留した期間を含むものとする。

一 技能実習の在留資格をもって在留していた者が、実習実施者(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第六項に定める実習実施者をいう。)
二)であつた本邦の公私の機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

二 特定活動の在留資格(本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて建設業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

三 特定活動の在留資格（本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画又は企業単独型適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて造船業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもって在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

2 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十一条の二の特定技能の在留資格をもって本邦に在留した期間についても、前項と同様とする。

（第二条の規定による被收容者処遇規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この省令による改正後の被收容者処遇規則第四十一条の三の規定は、この省令の施行日後にされた被收容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出について適用し、同日前にされた被收容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出については、なお従前の例による。

（第三条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって行う同表の技能実習の項の下欄第二号イ又は同号ロに掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号ただし書に該当するものとみなす。

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（同法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指し、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性

が認められるものについても、前項と同様とする。

第九条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第六号の規定の適用については、前条第二項に規定する特定活動の在留資格で在留していた者も同様とする。

第十条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号への期間には、附則第六条第一項各号に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもって在留した期間を含むものとする。

（第七条の規定による入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の一部改正に伴う経過措置）
第十一条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式による証票は、当分の間、この省令による改正後の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式により交付された証票とみなす。

